

【表紙】

【提出書類】	有価証券報告書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	2026年8月6日提出
【計算期間】	第2期（自 2025年5月13日 至 2026年5月11日）
【ファンド名】	H S B C グローバル・ターゲット利回り債券ファンド2024-01（限定追加型）
【発行者名】	H S B C アセットマネジメント株式会社
【代表者の役職氏名】	代表取締役 金子 正幸
【本店の所在の場所】	東京都中央区日本橋三丁目11番1号
【事務連絡者氏名】	松永 七生子
【連絡場所】	東京都中央区日本橋三丁目11番1号
【電話番号】	代表（03）3548-5690
【縦覧に供する場所】	該当事項はありません。

ファンドの特色

1. 世界各国（日本を含む）の企業等が発行する債券に投資を行います。

- ▶ 主として別に定める各投資サイクル^{*1}の終了前に満期償還や早期償還が見込まれる世界各国（日本を含む）の企業等が発行する債券に投資します。

^{*1} 原則として5計算期間を1投資サイクルとします。別に定める各投資サイクルは「追加的記載事項」をご覧ください。（以下、本書において同じ。）

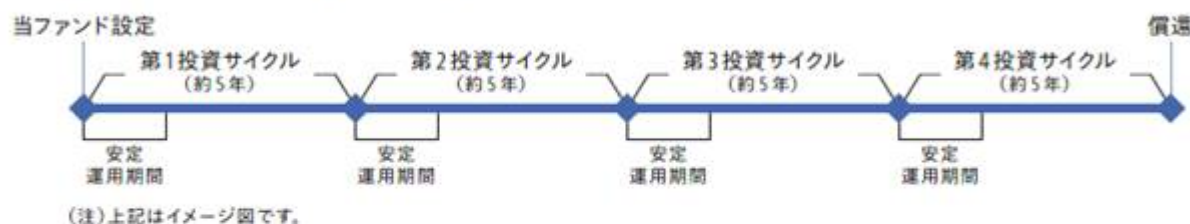
- ▶ 投資を行う債券については取得時において投資適格（BBB-以上）とし、原則として、ファンド全体の平均格付けを投資適格とすることを目指します。

債券の格付けと利回り・信用リスクの関係



出所：S&Pグローバル・レーティングのデータをもとにH S B C アセットマネジメント株式会社が作成

- ▶ 主に米ドル建ての債券に投資し、原則として各債券の満期日まで保有します。
- ▶ 保有債券が各投資サイクル中に満期償還や早期償還により償還される場合には、各投資サイクル終了前後に満期償還が見込まれる別の債券への投資を行うこともあります。
- ▶ 運用委託契約に基づいて、H S B C グローバル・アセット・マネジメント（米国）インクに、運用の指図に関する権限を委託します。
※運用の指図に関する権限の委託を中止または委託の内容を変更する場合があります。
- ▶ H S B C アセットマネジメントに加え、H S B C グループ内の情報ソースを活用します。
- ▶ 主として別に定める各安定運用期間^{*2}は、預金を含む短期金融資産等を投資対象とする安定運用を行います。
^{*2} 原則として各投資サイクル開始後約1ヶ月程度を1安定運用期間とします。別に定める各安定運用期間は「追加的記載事項」をご覧ください。（以下、本書において同じ。）



(注) 市況動向等によってはポートフォリオ構築の完了までに一定期間を要する場合があります。

2. 外貨建資産については、原則として対円で為替ヘッジを行い為替変動リスクの低減を目指します。

- ▶ 為替ヘッジを行った場合でも、為替変動リスクを完全に排除できるものではありません。

3. 原則として約5年を1つの投資サイクルとする限定追加型の投資信託です。

- ▶ ファンドの信託期間は約20年です。
- ▶ ファンドのご購入のお申し込みを各安定運用期間に限定して受け付ける限定追加型の投資信託です。

< 追加的記載事項 >

「追加的記載事項」は本書提出日現在のものです。市況動向等により、今後変更になる場合があります。

本書中における「別に定める投資サイクル」とは次のものをいいます。第2投資サイクル以降については、今後変更・追加される場合があります。

第1投資サイクル	2024年1月29日から2029年5月10日まで
第2投資サイクル	2029年5月11日から2034年5月10日まで
第3投資サイクル	2034年5月11日から2039年5月10日まで
第4投資サイクル	2039年5月11日から2044年5月10日まで

本書中における「別に定める安定運用期間」とは次のものをいいます。第2安定運用期間以降については、信託金の状況により今後追加・変更される場合があります。

第1安定運用期間	2024年1月29日から2024年3月4日まで
第2安定運用期間	2029年5月11日から2029年6月8日まで
第3安定運用期間	2034年5月11日から2034年6月9日まで
第4安定運用期間	2039年5月11日から2039年6月10日まで

HSBCグループおよびHSBCアセットマネジメント

HSBCグループの持株会社であるHSBCホールディングスplcは、英国・ロンドンに本部を置いています。HSBCグループは、世界の56の国と地域でお客さまにサービスを提供し、その歴史は1865年の創業に遡る世界有数の金融グループです。

委託会社が属するHSBCアセットマネジメントは、個人・事業法人・機関投資家に投資ソリューションを提供する、HSBCグループにおける資産運用部門の総称です。HSBCアセットマネジメントは20の国と地域に拠点を持ち、それぞれのマーケットを深く理解している国際的なネットワークを活かして、お客さまにグローバルな投資機会を提供しています。

上記は2025年12月末現在知りうる情報であり、今後変更になることがあります。

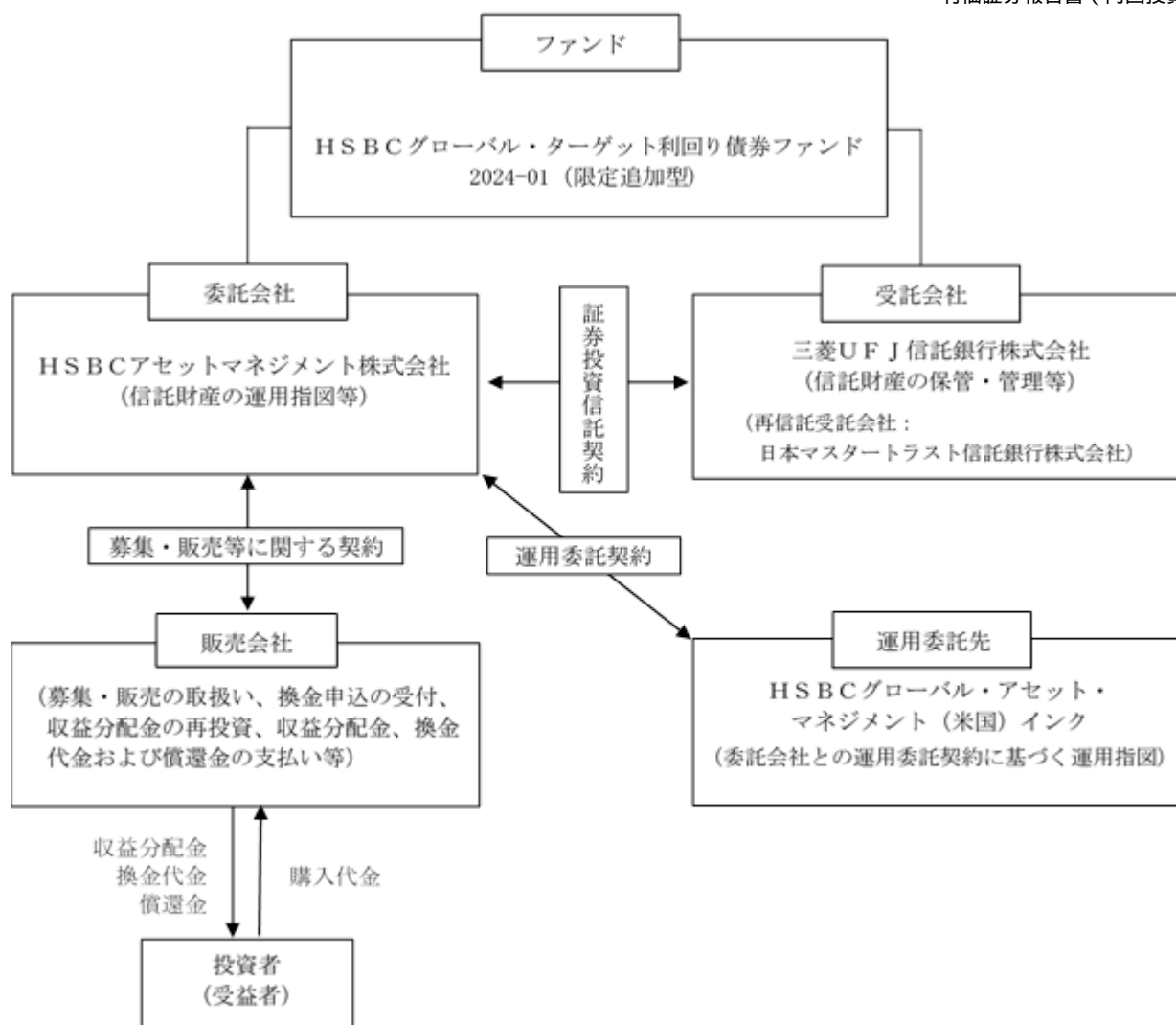
〔 HSBCアセットマネジメント株式会社は社内規程に基づき、クラスター爆弾または対人地雷の使用、開発、製造、備蓄、輸送または貿易に直接関与する企業への投資は行いません。 〕

（2）【ファンドの沿革】

2024年1月29日 信託契約締結、当ファンドの設定および運用開始

（3）【ファンドの仕組み】

当ファンドの仕組みおよび関係法人の概要



< 委託会社が関係法人と締結している契約等の概要 >

- 1) 受託会社と委託会社の間では「証券投資信託契約」が締結されており、信託財産の運用方針、信託報酬の総額、募集方法に関する事項等が定められています。
- 2) 販売会社と委託会社の間では「募集・販売等に関する契約」が締結されており、募集および一部解約の取扱いに関する事項、収益分配金の再投資に関する事務、収益分配金、換金代金および償還金の支払いの取扱いに関する事項等が定められています。
- 3) 投資顧問会社と委託会社との間では「運用委託契約」が締結されており、当ファンドの運用指図に関する権限の委託にあたっての投資顧問会社の義務、報酬、法令遵守等が定められています。

委託会社の概況

- 1) 資本金の額（本書提出日現在）：495百万円

2) 会社の沿革

1985年 5月27日	ワードレイ投資顧問株式会社設立
1987年 3月12日	投資顧問業の登録
1987年 6月10日	投資一任契約にかかる業務の認可
1994年 2月17日	エイチ・エス・ビー・シー投資顧問株式会社に商号変更
1998年 4月24日	エイチ・エス・ビー・シー投信投資顧問株式会社に商号変更
1998年 6月16日	証券投資信託委託業の認可
2003年 3月 1日	H S B C アセット・マネジメント株式会社に商号変更
2005年 4月25日	H S B C 投信株式会社に商号変更
2007年 9月30日	金融商品取引業の登録
2021年11月 1日	H S B C アセットマネジメント株式会社に商号変更

3) 大株主の状況

（本書提出日現在）

氏名または名称	住所	所有株式数(株)	所有比率(%)
---------	----	----------	---------

ザ・ホンコン・アンド・シャンハイ・バンキング・ コーポレーション・リミテッド	香港クイーンズロード・ セントラル1番地	2,100	100.00
---	-------------------------	-------	--------

2【投資方針】

(1)【投資方針】

基本方針

当ファンドは、信託財産の着実な成長と安定した収益の確保を目指して運用を行います。

投資態度

- 1) 原則として約5年を1投資サイクルとする別に定める投資サイクルにおいて、主として各投資サイクル終了前に満期償還や早期償還が見込まれる世界各国（日本を含む）の企業等が発行する債券に投資を行います。
- 2) 投資を行う債券については取得時において投資適格（BBB-以上）とし、原則として、ファンド全体の平均格付けを投資適格とすることを目指します。
- 3) 主に米ドル建ての債券に投資します。
- 4) 原則として各債券の満期日まで保有します。
- 5) 保有債券が各投資サイクル中に満期償還や早期償還により償還される場合には、各投資サイクル終了前後に満期償還が見込まれる別の債券への再投資を行うこともあります。
- 6) 運用委託契約に基づいてH S B C グローバル・アセット・マネジメント（米国）インクに運用指図に関する権限を委託します。
- 7) 外貨建資産については、為替リスクを低減するために、原則として円に対する為替ヘッジを行います。
- 8) 別に定める安定運用期間は、預金を含む短期金融資産等を投資対象とする安定運用を行います。
- 9) 当初設定時および償還準備に入った際、または市況動向や大量の追加設定、解約によるファンドの資金事情等によっては、上記の運用が行われないことがあります。

(2)【投資対象】

当ファンドにおいて投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。

- 1) 次に掲げる特定資産（「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項で定めるものをいいます。以下同じ。）
 - (a) 有価証券
 - (b) デリバティブ取引（金融商品取引法第2条第20項に規定するものをいいます。）にかかる権利
 - (c) 金銭債権
 - (d) 約束手形
- 2) 次に掲げる特定資産以外の資産
 - (a) 為替手形

投資対象とする有価証券の指図範囲

委託会社（運用についての投資に関する権限の委託を受けた投資顧問会社を含みます。）は、信託金を、主として次の有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図します。

- 1) 株券または新株引受権証書
- 2) 国債証券
- 3) 地方債証券
- 4) 特別の法律により法人の発行する債券
- 5) 社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券（以下「分離型新株引受権付社債券」といいます。）の新株引受権証券を除きます。）
- 6) 特定目的会社にかかる特定社債券（金融商品取引法第2条第1項第4号で定めるものをいいます。）
- 7) コマーシャル・ペーパー
- 8) 外国または外国の者の発行する証券または証書で、1) から7) までの証券または証書の性質を有するもの
- 9) 投資信託または外国投資信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第10号で定めるものをいいます。）
- 10) 投資証券、新投資口予約権証券、投資法人債券または外国投資証券（金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。）
- 11) 外国貸付債権信託受益証券（金融商品取引法第2条第1項第18号で定めるものをいいます。）
- 12) オプションを表示する証券または証書（金融商品取引法第2条第1項第19号で定めるものをいい、有価証券にかかるものに限ります。）
- 13) 預託証書（金融商品取引法第2条第1項第20号で定めるものをいいます。）
- 14) 外国法人が発行する譲渡性預金証書
- 15) 指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。）

ン（法令・社内ルールを含む）の遵守状況については、運用委託先において、運用部門から独立した投資制限モニタリング部門が、売買発注システム等を利用して日々モニタリングを行い、ガイドライン違反等で是正が必要と認められた場合には、運用委託先運用部門に対して必要な措置を講じるよう求めます。委託会社においては、運用委託先から投資ガイドラインのモニタリング結果や違反が生じた場合の報告を受け、必要に応じて運用委託先へ適切な指示を行います。また、コンプライアンス部門は、運用委託先の法令遵守状況を定期的に確認しています。運用委託先による投資ガイドラインの遵守状況は定期的にリスク管理委員会等に報告され、委託会社において遵守状況の組織的なレビューを行っています。

■運用体制の監督機関

・運用委員会

ファンド運営上の諸方針の立案・決定を行います。

・プロダクト委員会

新ファンドの立案・決定、既存ファンドの商品性管理を行います。

・経営委員会

上記委員会の上部機関として、ファンド運営体制を経営の立場から監督します。また、法規制の変更等によるリスクが発生していないか、潜在的なプロセスの欠陥等がないかを定期的に見直します。

・リスク管理委員会

ファンド運営上のリスクマネジメント、コンプライアンス、法令遵守体制等のチェックを行います。

■受託会社に対する管理体制

信託財産の管理業務に対する正確性、適切性などに関して、定期的に内部統制に関する報告書を受領します。

■ファンドの運用に関しては、以下のような原則にしたがいます。

（法令等の遵守）

運用業務の遂行にあたっては、金融商品取引業者の業務の公共性を自覚し、金融商品取引法および関連法令、一般社団法人資産運用業協会等で定める諸規則およびガイドライン等を遵守しなければならない。

（秘密の厳守）

運用業務に携わる者は職務上知りえた顧客の取引、財産の状況等、もしくは、株価に影響を与えられとされる法人関係情報等は十分な注意をもって取り扱い、秘密に関する事項を漏洩してはならない。なお、営業部門等社内他部門の役職員に対し、業務上必要とされる場合を除き、不必要な情報の提供を行ってはならない。

（忠実義務）

運用業務に携わる者は、顧客資産の保全、増大を第一の目標とし、その目的の達成のために、情報の収集、投資判断、正確かつ迅速な業務遂行に最善を尽くさなければならない。利益相反の可能性はこれを極力排除する。

（最良執行方針）

運用業務の遂行にあたっては、投資者にとり最良の取引条件で注文を執行しなければならない。運用業務に携わる者は最良執行義務を負い、価格のみならず、コスト、スピード、執行の確実性等さまざまな要素を総合的に勘案して執行しなければならない。

（善管注意義務）

運用業務の遂行にあたっては、善良なる管理者の注意をもって資産の適正な分別管理を行い、業務を遂行しなければならない。また、市場リスク、流動性リスク、信用リスク、財務リスク、カントリーリスク、決済リスク、オペレーショナルリスク等に配慮しこれを行わなければならない。

（運用計画の策定および実行）

運用業務の遂行にあたっては、運用計画を策定し、適宜これを見直さなければならない。運用計画はこれを運用委員会で協議し、承認を受けなければならない。

運用体制等は本書提出日現在のものであり、今後変更になる可能性があります。

（４）【分配方針】

収益分配方針

年1回の決算時（毎年5月10日、休業日の場合は翌営業日）に、原則として以下の方針に基づき、分配を行います。

- 1）分配対象額の範囲は、経費控除後の繰越分を含めた利子・配当等収益と売買益（評価益を含みます。）等の全額とします。
- 2）分配金額は、委託会社が基準価額の水準・市況動向などを勘案して決定します。なお、計算期間終了日が別に定める各投資サイクル終了日に該当し、収益分配前の基準価額（1万口当たり）が10,000円を超過する場合、原則として、当該超過額のうち分配対象額の範囲内で全額分配します。ただし、分配対象額が少額の場合等には、分配を行わないことがあります。
- 3）留保益の運用については特に制限を設けず、委託会社の判断に基づき、元本部分と同一の運用を行います。

（注）将来の分配金の支払いおよびその金額について保証するものではありません。

収益の分配方式

1) 信託財産から生じる毎計算期末における利益は、次の方法により処理します。

- (a) 配当金、利子、貸付有価証券にかかる品貸料およびこれらに類する収益から支払利息を控除した額（以下「配当等収益」といいます。）は、諸経費、その他諸費用および当該諸費用にかかる消費税等相当額、信託報酬および当該信託報酬にかかる消費税等相当額を控除した後、その残額を受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配にあてるため、その一部を分配準備積立金として積み立てることができます。
- (b) 売買損益に評価損益を加減して得た利益金額（以下「売買益」といいます。）は、諸経費、その他諸費用および当該諸費用にかかる消費税等相当額、信託報酬および当該信託報酬にかかる消費税等相当額を控除し、繰越欠損金のあるときは、その全額を売買益をもって補填した後、受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配にあてるため、分配準備積立金として積み立てることができます。

2) 毎計算期末において、信託財産につき生じた損失は、次期に繰り越します。

収益分配金の交付

「一般コース」の収益分配金

税金を差し引いた後、原則として決算日から起算して5営業日までに販売会社で支払いを開始します。

「自動けいぞく投資コース」の収益分配金

原則として販売会社が税金を差し引いた後、受益者に代わって決算日の基準価額で再投資します。なお、収益分配金の再投資については、無手数料でこれを行います。

収益分配金は、決算日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（当該収益分配金にかかる決算日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該収益分配金にかかる決算日以前に設定された受益権で購入代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として購入申込者としします。）にお支払いします。「自動けいぞく投資コース」の場合、再投資により増加した受益権は、振替口座簿に記載または記録されます。

< 分配金に関する留意点 >

- ・ 分配金は、預貯金の利息とは異なり、投資信託の純資産から支払われますので、分配金が支払われると、その金額相当分、基準価額は下がります。
 - ・ 分配金は、計算期間中に発生した収益（経費控除後の配当等収益および評価益を含む売買益）を超えて支払われる場合があります。その場合、当期決算日の基準価額は前期決算日と比べて下落することになります。また、分配金の水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。
 - ・ 投資者のファンドの購入価額によっては、分配金の一部または全部が、実質的には元本の一部払戻しに相当する場合があります。
- ファンド購入後の運用状況により、分配金額より基準価額の値上がりが小さかった場合も同様です。

(5) 【投資制限】

当ファンドの信託約款に定める投資制限は以下のとおりです。

- 1) 株式への投資割合は信託財産の純資産総額の10%以内とします。
- 2) 外貨建資産への投資割合には制限を設けません。
- 3) 投資する株式等の範囲

- (a) 委託会社が投資することを指図する株式、新株引受権証券および新株予約権証券は、取引所に上場されている株式の発行会社の発行するもの、取引所に準ずる市場において取引されている株式の発行会社の発行するものとしします。ただし、株主割当または社債権者割当により取得する株式、新株引受権証券および新株予約権証券については、この限りではありません。
- (b) 前記(a)にかかわらず、上場予定または登録予定の株式、新株引受権証券および新株予約権証券で目論見書等において上場または登録されることが確認できるものについては、委託会社が投資することを指図することができるものとしします。

4) 同一銘柄の株式等への投資制限

- (a) 委託会社は、信託財産に属する同一銘柄の株式の時価総額が、信託財産の純資産総額の100分の5を超えることとなる投資の指図を行いません。
- (b) 委託会社は、信託財産に属する同一銘柄の転換社債ならびに転換社債型新株予約権付社債の時価総額が、信託財産の純資産総額の100分の10を超えることとなる投資の指図を行いません。

5) 投資信託証券への投資制限

委託会社は、信託財産に属する投資信託証券（上場投資信託証券（金融商品取引所に上場等（不動産投資信託証券については、予定を含みます。）され、かつ当該取引所において常時売却可能（市場急変等により一時的に流動性が低下している場合を除きます。）な投資信託証券をいいます。）を除きます。）の時価総額が、信託財産の純資産総額の100分の5を超えることとなる投資の指図をしません。

- 6) デリバティブ取引（法人税法第61条の5に定めるものをいいます。）は、価格変動リスク、金利変動リスクおよび為替変動リスクを回避する目的ならびに投資対象資産を保有した場合と同様の損益を実現する目的以外には利用しません。
- 7) 先物取引等の運用指図・目的
- (a) 委託会社は、信託財産に属する資産の価格変動リスクを回避するため、および信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、わが国の取引所における有価証券先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号イに掲げるものをいいます。）、有価証券指数等先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ロに掲げるものをいいます。）および有価証券オプション取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ハに掲げるものをいいます。）ならびに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。なお、選択権取引は、オプション取引に含めるものとします（以下同じ。）。
 - (b) 委託会社は、信託財産に属する資産の為替変動リスクを回避するため、および信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、わが国の取引所における通貨にかかる先物取引およびオプション取引ならびに外国の取引所における通貨にかかる先物取引およびオプション取引を行うことの指図をすることができます。
 - (c) 委託会社は、信託財産に属する資産の価格変動リスクを回避するため、および信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、わが国の取引所における金利にかかる先物取引およびオプション取引ならびに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。
- 8) スワップ取引の運用指図・目的
- (a) 委託会社は、信託財産に属する資産の価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、ならびに信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、異なった通貨、異なった受取金利または異なった受取金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引（以下「スワップ取引」といいます。）を行うことの指図をすることができます。
 - (b) スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が、原則として信託期間（信託契約締結日から、信託終了日または信託契約解約の日までをいいます。以下同じ。）を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについては、この限りではありません。
 - (c) スワップ取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとします。
 - (d) 委託会社は、スワップ取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。
- 9) 金利先渡取引、為替先渡取引および直物為替先渡取引の運用指図
- (a) 委託会社は、信託財産に属する資産の価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、ならびに信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、金利先渡取引、為替先渡取引および直物為替先渡取引を行うことの指図をすることができます。
 - (b) 金利先渡取引、為替先渡取引および直物為替先渡取引の指図にあたっては、当該取引の決済日が原則として信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについては、この限りではありません。
 - (c) 金利先渡取引、為替先渡取引および直物為替先渡取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額または価格情報会社の提供する価額で評価するものとします。
 - (d) 委託会社は、金利先渡取引、為替先渡取引および直物為替先渡取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。
- 前記「金利先渡取引」は、当事者間において、あらかじめ将来の特定の日（以下「決済日」といいます。）における決済日から一定の期間を経過した日（以下「満期日」といいます。）までの期間にかかる国内または海外において代表的利率として公表される預金契約または金銭の貸借契約に基づく債権の利率（以下「指標利率」といいます。）の数値を取り決め、その取決めにかかる数値と決済日における当該指標利率の現実の数値との差にあらかじめ元本として定めた金額および当事者間で約定した日数を基準とした数値を乗じた額を決済日における当該指標利率の現実の数値で決済日における現在価値に割り引いた額の金銭の授受を約する取引をいいます。
- 前記「為替先渡取引」は、当事者間において、あらかじめ決済日から満期日までの期間にかかる為替スワップ取引（同一の相手方との間で直物外国為替取引および当該直物外国為替取引と反対売買の関係に立つ先物外国為替取引を同時に約定する取引をいいます。）のスワップ幅（当該直物外国為替取引にかかる外国為替相場と当該先物外国為替取引にかかる外国為替相場との差を示す数値をいいます。）を取り決め、その取決めにかかるスワップ幅から決済日における当該為替スワップ取引の現実のスワップ幅を差し引いた値にあらかじめ元本として定めた金額を乗じた額を決済日における指標利率の数値で決済日における現在価値に割り引いた額の金銭またはその取決めにかかるスワップ幅から決済日における当該為替スワップ取引の現実のスワップ幅を差し引いた値にあらかじめ元本として定めた金額を乗じた金額とあらかじめ元本として定めた金額について決済日を受渡日として行った先物外国為替取引を決済日における直物外国為替取引で反対売買したときの差金にかかる決済日から満期日までの利息とを合算した

額を決済日における指標利率の数値で決済日における現在価値に割り引いた額の金銭の授受を約する取引をいいます。

前記「直物為替先渡取引」は、当事者間において、あらかじめ元本として定めた金額について決済日を受渡日として行った先物外国為替取引を決済日における直物外国為替取引で反対売買したときの差金の授受を約する取引その他これに類似する取引をいいます。

10) デリバティブ取引等にかかる投資制限

委託会社は、デリバティブ取引等(新株予約権証券またはオプションを表示する証券もしくは証書にかかる取引および選択権付債券売買を含みます。)について、一般社団法人資産運用業協会規則に定める合理的な方法により算出した額が、信託財産の純資産総額を超えることとなる投資の指図をしません。

11) 有価証券の貸付の指図および範囲

(a) 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する株式および公社債を次のイ．およびロ．の範囲内で貸付の指図をすることができます。

イ．株式の貸付は、貸付時点において、貸付株式の時価合計額が、信託財産で保有する株式の時価合計額を超えないものとします。

ロ．公社債の貸付は、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、信託財産で保有する公社債の額面金額の合計額を超えないものとします。

(b) 前記(a)のイ．およびロ．に定める限度額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する契約の一部の解約を指図するものとします。

(c) 委託会社は、有価証券の貸付にあたって必要と認めたときは、担保の受入れの指図を行うものとします。

12) 公社債の空売り

委託会社は、信託財産の計算においてする信託財産に属さない公社債を売付けることの指図をすることができないものとします。

13) 公社債の借入れの指図および範囲

(a) 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、公社債の借入れの指図をすることができます。なお、当該公社債の借入れを行うにあたり担保の提供が必要と認めたときは、担保の提供の指図を行うものとします。

(b) 前記(a)の指図は、当該借入れにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。

(c) 信託財産の一部解約等の事由により、前記(b)の借入れにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する借入れた公社債の一部を返還するための指図をするものとします。

(d) 前記(a)の借入れにかかる品借料は信託財産から支払います。ただし、別に定める各安定運用期間（各安定運用期間最終日の翌営業日を含む）においては、借入れにかかる品借料は信託財産中から支払いません。

14) 外国為替予約の指図および範囲

委託会社は、信託財産に属する外貨建資産の為替ヘッジのため、外国為替の売買の予約取引の指図をすることができます。

15) 有価証券の売却等の指図

委託会社は、信託財産に属する有価証券の売却等の指図ができます。

16) 再投資の指図

委託会社は、前記15)の規定による売却代金、有価証券にかかる償還金等、株式の清算分配金、有価証券等にかかる利子等、株式の配当金およびその他の収入金を再投資することの指図ができます。

17) 資金の借入れ

(a) 委託会社は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性を図るため、一部解約に伴う支払資金の手当て（一部解約に伴う支払資金の手当てのために借入れた資金の返済を含みます。）を目的として、または再投資にかかる収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金の借入れ（コール市場を通じる場合も含みます。）の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。

(b) 一部解約に伴う支払資金の手当てにかかる借入期間は、受益者への解約代金の支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の売却代金の入金日までの間、または受益者への解約代金の支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の解約代金の入金日までの間、もしくは受益者への解約代金の支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が5営業日以内である場合の当該期間とします。資金借入額は、有価証券等の売却代金、解約代金および償還金の合計額を限度とします。ただし、資金の借入額は、借入指図を行う日における信託財産の純資産総額の10%を超えないこととします。

(c) 収益分配金の再投資にかかる借入期間は、信託財産から収益分配金が支払われる日からその翌営業日までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。

(d) 借入金の利息は信託財産から支払います。ただし、別に定める各安定運用期間（各安定運用期間最終日の翌営業日を含む）においては、借入金の利息は信託財産中から支払いません。

18) 特別の場合の外貨建有価証券への投資制限

外貨建有価証券への投資については、わが国の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合には、制約されることがあります。

19) 信用リスク集中回避のための投資制限

一般社団法人資産運用業協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ取引等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則として、それぞれ100分の10、合計で100分の20を超えないものとし、当該比率を超えることとなった場合には、委託会社は、一般社団法人資産運用業協会規則にしたがい当該比率以内となるよう調整を行うこととします。

「投資信託及び投資法人に関する法律」および関係法令に基づく投資制限は以下のとおりです。

1) 同一の法人の発行する株式への投資制限（投資信託及び投資法人に関する法律）

委託会社は、同一の法人の発行する株式について、運用の指図を行うすべての委託者指図型投資信託につき、信託財産として有する当該株式の議決権数（株主総会において決議をすることができる事項の全部につき議決権を行使することができない株式についての議決権を除き、会社法第879条第3項の規定により議決権を有するものとみなされる株式についての議決権を含みます。）が、当該株式の議決権の総数に100分の50を乗じて得た数を超えることとなる場合においては、信託財産をもって当該株式を取得することを受託会社に指図しないものとします。

2) デリバティブ取引にかかる投資制限（金融商品取引業等に関する内閣府令）

委託会社は、信託財産に関し、金利、通貨の価格、金融商品市場における相場その他の指標にかかる変動その他の理由により発生し得る危険に対応する額としてあらかじめ委託会社が定めた合理的方法により算出した額が当該信託財産の純資産額を超えることとなる場合において、デリバティブ取引を行うまたは継続することを受託会社に指図しないものとします。

3【投資リスク】

(1) ファンドのリスク

投資信託は元本保証のない金融商品です。また、投資信託は預貯金とは異なることにご注意ください。当ファンドは、主に値動きのある有価証券を投資対象としますので、組入有価証券の価格変動あるいは外国為替の相場変動次第では、当ファンドの基準価額が下落し、投資者の皆さまの投資元本を割り込むことがあります。当ファンドの運用による損益はすべて投資者の皆さまに帰属します。ご購入に際しては、当ファンドの内容およびリスクを十分ご理解のうえご検討いただきますようお願いいたします。

当ファンドの主なリスクおよび留意点は以下のとおりです。

基準価額の変動リスク

1) 金利変動リスク

債券価格は、市場金利の変動等の影響を受けます。一般的に、金利が上昇すると債券価格は下落します。なお、その価格変動は、債券の種類、償還までの残存期間、発行条件等により異なります。

2) 信用リスク

債券価格は、発行体の信用力の影響を受けます。債券等への投資を行う場合には、発行体のデフォルト（債務不履行）により投資資金が回収できなくなることや支払遅延等が発生する場合があります。また、短期金融商品についても、債務不履行が発生した場合または予測される場合には価格が下落し、基準価額が下落する要因となります。

3) 為替変動リスク

為替変動リスクの低減を図りますが、為替変動リスクを完全に排除できるものではありません。円金利がヘッジ対象通貨の金利より低い場合には、これらの金利差相当分のヘッジコストが発生します。また、設定・解約に伴う資金動向、ヘッジタイミングおよび市況動向等により一時的にフルヘッジとならない場合があります。基準価額が下落する要因となります。

4) 流動性リスク

急激かつ多量の売買により市場が大きな影響を受けた場合、または市場を取り巻く外部環境に急激な変化があり、市場規模の縮小や市場の混乱が生じた場合等には、機動的に有価証券等を売買できないことがあります。このような場合には、当該有価証券等の価格の下落により、基準価額が影響を受けることがあります。

5) カントリーリスク

投資対象国・地域において、政治・経済情勢の変化等により市場に混乱が生じた場合、または資本取引、外貨取引等に関する規制の変更や新たな規制が設けられた場合には、基準価額が影響を受けることや投資方針に沿った運用が困難になることがあります。

6) 換金資金の流出に伴うリスク

短期間に大量の換金申込があった場合には、換金資金を手当てするため組入有価証券を市場実勢より大幅に安い価格で売却せざるを得ない場合または売却できない場合があります。

基準価額の変動要因は、上記に限定されるものではありません。

[当ファンドに関する留意事項]

① 安定運用期間(購入申込期間)

- 預金を含む短期金融資産等での運用を行います。
- 各投資サイクル開始時(ただし、第1投資サイクルについては、ポートフォリオ構築完了までの間)に、当該投資サイクルの期待収益率[※]が0%を下回ることが見込まれると委託会社が判断する場合には、繰上償還します。
- ファンドの残存口数が50億口を下回った場合、その他やむを得ない理由がある場合にはファンドは繰上償還する場合があります。その際は、時価での償還となり、投資元本を割り込むことがあります。
- 万が一繰上償還する際は、短期金融資産等の時価での償還となり、投資元本を割り込むことがあります。
- なお、各安定運用期間および各安定運用期間最終日の翌営業日においては信託報酬はかかりません。また、各安定運用期間において受付けた換金申込については信託財産留保額はかかりません。

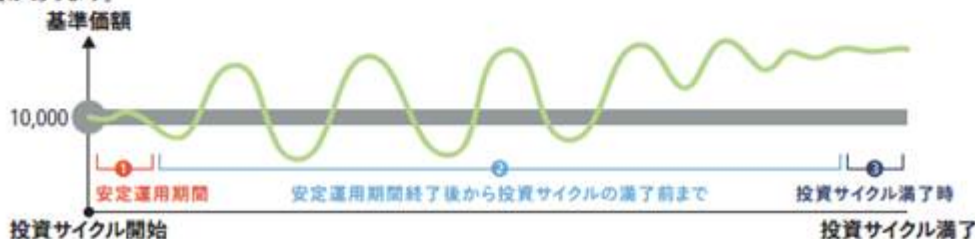
※ 期待収益率とは、各投資サイクルの事前に作成される債券モデルポートフォリオの利回り(米ドル建て、年率)から、対円での想定為替ヘッジコスト、および信託報酬率等想定費用を除いた、費用控除後の想定利回りを言います。

② 安定運用期間終了後から投資サイクルの満了前まで

- 社債市場における信用リスクの高まりや市場金利の上昇等により債券および短期金融資産等の価格が変動し、基準価額は下落する場合があります。
- 安定運用期間以外の解約は、換金申込受付日の翌営業日の基準価額から信託財産留保額(換金申込受付日の翌営業日の基準価額に0.3%の率を乗じて得た額)を引いた価額での解約となるため、市場環境によっては投資元本を割り込む場合があります。
- ファンドの残存口数が50億口を下回った場合、その他やむを得ない理由がある場合にはファンドは繰上償還する場合があります。その際は、時価での償還となり、投資元本を割り込むことがあります。

③ 投資サイクル満了時

- 安定運用期間終了後から当該投資サイクル満了までの間に組入債券にデフォルト(発行体の破綻等)が生じた場合、当該債券の利払いの停止や額面未済での償還となる可能性があるため、投資元本を割り込む場合、またはポートフォリオ構築時に見込まれる収益が達成できない場合があります。



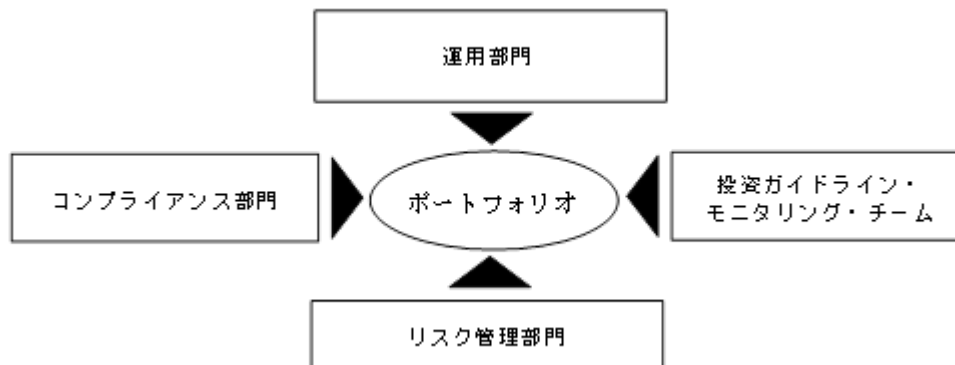
※ 上記はイメージであり、実際の運用成果を示唆するものではありません。

その他の留意点

- 1) 当ファンドの購入の申込みに関しては、金融商品取引法第37条の6の規定(クーリング・オフ)の適用はありません。
- 2) 当ファンドは預金または保険契約ではなく、預金保険機構または保険契約者保護機構の保護の対象ではありません。また、登録金融機関で購入の投資信託は、投資者保護基金の対象ではありません。
- 3) 当ファンドは、大量の解約が発生し短期間で解約資金を手当てする必要が生じた場合や取引市場において市場環境が急変した場合等に、一時的に組入資産の流動性が低下し、市場実勢から期待できる価格で取引できないリスク、取引量が限られてしまうリスクがあります。これにより、基準価額にマイナスの影響を及ぼす可能性や、換金の申込みの受け付けが中止となる可能性、換金代金の支払いが遅延する可能性があります。
- 4) 安定運用期間中、預金を含む短期金融資産等の組入比率が高まり、特定の登録金融機関の預金に集中する場合があります。当座預金の場合、当該投資期間中の利息は発生しません。
- 5) 法令・税制・会計方法は今後変更される可能性があります。
- 6) 収益分配金、換金代金および償還金の支払いはすべて販売会社を通じて行われます。委託会社は、それぞれの場合においてその金額を販売会社に対して支払った後は、受益者への支払いについての責任を負いません。

委託会社は、販売会社とは別法人であり、委託会社は設定・運用を善良なる管理者の注意をもって行う責任を負担し、販売会社は販売(購入代金の預り等を含みます。)について、それぞれ責任を負担しており、互いに他について責任を負担しません。

（２）運用リスクに対する管理体制



運用リスクの管理は、運用部門、コンプライアンス部門、投資ガイドライン・モニタリング・チーム、運用から独立したリスク管理部門による複眼的な管理体制を採っております。リスク管理の状況は、定期的開催されるリスク管理委員会（運用拠点により呼称が変わることがあります。）において報告・審議され、組織的な対応が行われています。

- ・運用部門は、運用プロセスのモニタリングやパフォーマンスの評価を行います。
- ・コンプライアンス部門は、法令・諸規則等に基づいた遵守状況のモニタリングを行います。
- ・投資ガイドライン・モニタリング・チームは、投資ガイドラインの遵守状況をモニタリングしており、必要に応じて運用部門に対し改善を求めます。改善の要求と結果はコンプライアンス部門、リスク管理部門にも報告されます。
- ・リスク管理部門は、上記のモニタリング結果を含め、運用に係わるリスク全般をモニタリングしています。運用部門と密接にコミュニケーションを取りつつも業務は完全に独立して行い、リスク管理の状況を運用部門や定期的開催されるリスク管理委員会等へ報告しています。

その他、H S B C グループの監査部門による内部監査、外部監査法人による会計監査も行われております。

以上のとおり、社内外の牽制により、各部門が法令・諸規則およびガイドラインに則って運営されているかどうかについてチェックされ、業務方法及び管理体制、運営全般についての精査が行われています。

運用リスクの管理については、H S B C アセットマネジメントの代表的な管理方法について記載しております。なお、この体制は、本書提出日現在のものであり、今後変更になる可能性があります。

- （３）流動性リスクの管理については、流動性リスク管理に関する規程を定め、ファンドの組入資産の流動性リスクのモニタリングなどを実施するとともに、緊急時対応策の策定・検証などを行います。取締役会等において、流動性リスク管理の適切な実施の確保や流動性リスク管理態勢について、監督します。

4【手数料等及び税金】

（１）【申込手数料】

購入時手数料は、購入金額（購入価額に購入口数を乗じて得た額）に、2.20%（税抜2.00%）を上限として販売会社が個別に定める手数料率を乗じて得た額とします。購入時手数料には消費税等相当額が加算されています。

当該費用を対価とする役務の内容は、投資者への商品内容の説明ならびに購入手続き等です。

お申込みに、分配金の受取方法により「一般コース」と「自動けいぞく投資コース」があり、「自動けいぞく投資コース」の分配金は、無手数料で再投資されます。購入代金の支払方法および時期、手数料率、取扱いコースにつきましては、販売会社へお問い合わせください。

（２）【換金（解約）手数料】

換金手数料

ありません。

信託財産留保額

換金申込受付日の翌営業日の基準価額に0.30%の率を乗じて得た額

（換金される投資者に換金で生じるコストを一部負担していただくものです。）

ただし、別に定める各安定運用期間において受付けた換金申込については徴収しません。

（３）【信託報酬等】

運用管理費用（信託報酬）の総額

信託報酬の総額は、当ファンドの計算期間を通じて、毎日、信託財産の純資産総額に年0.693%（税抜年0.63%）の率を乗じて得た金額を費用として計上します。

ただし、別に定める各安定運用期間（各安定運用期間最終日の翌営業日を含む）においては徴収しません。

信託報酬の支払い

上記の信託報酬（信託報酬にかかる消費税等相当額を含みます。以下同じ。）は、日々計上され、ファンドの基準価額に反映されます。なお、毎計算期間の最初の6ヶ月終了日、毎計算期末または信託終了のとき、信託財産から支払うものとします。ただし、別に定める各安定運用期間（各安定運用期間最終日の翌営業日を含む）においては、信託報酬は支払いません。

信託報酬の実質的な配分（税抜）は次のとおりです。

委託会社	販売会社	受託会社	計
年0.30%	年0.30%	年0.03%	年0.63%

委託会社が受ける報酬から、別に定める取り決めに基づく金額を、H S B C グローバル・アセット・マネジメント（米国）インクへの運用委託契約に基づく投資顧問報酬として支払います。ただし、別に定める各安定運用期間（各安定運用期間最終日の翌営業日を含む）においては、H S B C グローバル・アセット・マネジメント（米国）インクは当該報酬を収受しません。

当該費用を対価とする役務の内容は、次のとおりです。

（委託会社）ファンドの運用等の対価

（販売会社）分配金・換金代金の支払い、運用報告書等の送付、口座内でのファンドの管理等の対価

（受託会社）運用財産の管理、委託会社からの運用指図の実行等の対価

（４）【その他の手数料等】

当ファンドから支払われる費用には次のものがあります。ただし、これらに限定されるものではありません。なお、当該費用の上限額については、運用状況等により変動するため、表記できません。

有価証券等の売買委託手数料

保管銀行等に支払う外貨建資産の保管費用

借入金の利息、融資枠の設定に要する費用

信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する費用ならびに受託会社の立替えた立替金の利息

その他の諸費用

１）投資信託振替制度にかかる手数料および費用

２）印刷業者等に支払う以下の費用

・有価証券届出書、有価証券報告書、半期報告書、臨時報告書等の作成および提出にかかる費用

・目論見書の作成、印刷および交付にかかる費用

・投資信託及び投資法人に関する法律第14条に規定する運用状況に係る情報の作成、印刷、交付および提供等にかかる費用

３）当ファンドの監査人、法律顧問および税務顧問に対する報酬および費用

４）その他、当ファンドの受益者に対してする公告にかかる費用、信託約款の作成および届出、信託約款の変更または信託契約の解約にかかる事項を記載した書面の作成、印刷および交付にかかる費用など

委託会社は、前記記載のその他諸費用の支払いを信託財産のために行い、支払金額の支払いを信託財産から受けることができます。この場合、委託会社は、現に信託財産のために支払った金額を受ける際、あらかじめ、受領する金額に上限を付することができます。また、委託会社は実際に支払う金額を受けるにあたり、かかる諸費用の金額をあらかじめ合理的に見積もったうえで、実際の費用額にかかわらず固定率または固定金額にて信託財産からその支払いを受けることもできます。その他諸費用の上限、固定率または固定金額を定める場合、委託会社は、信託財産の規模等を考慮して、信託の設定時または期中に、上限、固定率または固定金額を合理的に計算された範囲内で変更することができます。固定率または固定金額を定める場合、かかる諸費用の額は、計算期間を通じて日々信託財産に計上され、基準価額に反映されます。なお、毎計算期間の最初の6ヶ月終了日および毎計算期末または信託終了のとき当該諸費用にかかる消費税等相当額とともに信託財産から支払います。ただし、別に定める各安定運用期間（各安定運用期間最終日の翌営業日を含む）においては、諸経費、その他諸費用および当該諸費用にかかる消費税等に相当する金額は、信託財産中から支払いません。

委託会社は、その他の諸費用の合計額をあらかじめ合理的に見積もった結果、信託財産の純資産総額に年0.20%（税込）を乗じて得た額をかかる諸費用の合計額とみなして計上し、実際にかかった諸費用を信託財産から支払いを受けるものとします。委託会社は、信託財産の規模等を考慮して、信託の設定時または期中に、随時その他の諸費用の年率を見直し、年0.20%（税込）を上限としてこれを変更することができます。

投資者が支払う手数料等の費用総額については、投資者のファンドの保有期間に応じて異なるため、表記できません。

（５）【課税上の取扱い】

日本の居住者である受益者に対する課税については、次のような取扱いになります。

なお、課税上は株式投資信託として取り扱われます。

公募株式投資信託は税法上、一定の要件を満たした場合にNISA（少額投資非課税制度）の適用対象となります。

当ファンドは、NISAの「成長投資枠（特定非課税管理勘定）」の対象ですが、販売会社により取扱いが異なる場合があります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

個別元本について

- 1) 追加型株式投資信託について、受益者毎の信託時の受益権の価額等（購入時手数料および当該手数料にかかる消費税等相当額は含まれません。）が当該受益者の元本（個別元本）にあたります。
- 2) 受益者が同一ファンドの受益権を複数回購入した場合、個別元本は、当該受益者が追加信託を行う都度、当該受益者の受益権口数で加重平均することにより算出されます。
- 3) ただし、同一ファンドを複数の販売会社で購入する場合には販売会社毎に、個別元本の算出が行われます。また、同一販売会社であっても複数支店等で同一ファンドを購入する場合は当該支店等毎に、「一般コース」と「自動けいぞく投資コース」の両コースで購入する場合はコース毎に、個別元本の算出が行われる場合があります。
- 4) 受益者が元本払戻金（特別分配金）を受け取った場合、収益分配金発生時にその個別元本から当該元本払戻金（特別分配金）を控除した額が、その後の当該受益者の個別元本となります。（「元本払戻金（特別分配金）」については、後記「収益分配金について」をご参照ください。）

収益分配金について

追加型株式投資信託の収益分配金には、課税扱いとなる「普通分配金」と、非課税扱いになる「元本払戻金（特別分配金）」（受益者毎の元本の一部払戻しに相当する部分）の区分があります。

受益者が収益分配金を受け取る際、a)当該収益分配金落ち後の基準価額が当該受益者の個別元本と同額の場合または当該受益者の個別元本を上回っている場合には、当該収益分配金の全額が普通分配金となり、b)当該収益分配金落ち後の基準価額が当該受益者の個別元本を下回っている場合には、その下回る部分の額が元本払戻金（特別分配金）となり、当該収益分配金から当該元本払戻金（特別分配金）を控除した額が普通分配金となります。

個人、法人別の課税の取扱いについて

個人の受益者に対する課税

- 1) 収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金は、20.315%（所得税15.315%および地方税5%）の税率で源泉徴収（申告不要）されます。なお、確定申告を行い、総合課税（配当控除は適用されません。）または申告分離課税を選択することもできます。
- 2) 換金時および償還時の差益（換金価額および償還価額から購入費（購入時手数料および当該手数料にかかる消費税等相当額を含みます。）を控除した利益）が譲渡所得とみなされて課税され、申告分離課税が適用されます（特定口座（源泉徴収選択口座）の利用も可能です。）。その場合、20.315%（所得税15.315%および地方税5%）の税率となります。
- 3) 換金時および償還時の差損（譲渡損失）については、確定申告することにより、他の上場株式等（上場株式、上場投資信託（ETF）、上場不動産投資信託（REIT）、公募株式投資信託など）の譲渡益および申告分離課税を選択した上場株式等の配当所得ならびに特定公社債等（公募公社債投資信託を含みます。）の利子所得、譲渡所得等と損益通算することができます。

特定口座にかかる課税上の取扱いにつきましては、販売会社にお問い合わせください。

少額投資非課税制度「愛称：NISA（ニーサ）」をご利用の場合

少額投資非課税制度「NISA（ニーサ）」は、少額上場株式等に関する非課税制度であり、一定の額を上限として、毎年、一定額の範囲で新たに購入した公募株式投資信託などから生じる配当所得および譲渡所得が無期限で非課税となります。ご利用になれるのは、販売会社で非課税口座を開設し、税法上の要件を満たした商品を購入するなど、一定の条件に該当する方が対象となります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

法人の受益者に対する課税

法人の受益者が支払いを受ける収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金ならびに換金時および償還時の個別元本超過額については、15.315%（所得税のみ）の税率で源泉徴収され、法人の受取額となります。

当ファンドは、益金不算入制度は適用されません。

外国税額控除の適用となった場合には、分配時の税金が上記と異なる場合があります。

（注）上記の内容は2026年5月末現在のものであり、税法が改正された場合等には変更になることがあります。税金の取扱いの詳細については、税務の専門家等にご確認されることをお勧めします。

5【運用状況】

以下は2026年5月末現在の運用状況です。

また、投資比率とはファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

（1）【投資状況】

資産の種類	国／地域	時価合計（円）	投資比率（％）
特殊債券	フランス	164,963,608	1.69
	サウジアラビア	86,281,031	0.88
	小計	251,244,639	2.57

社債券	アメリカ	7,665,647,674	78.31
	カナダ	82,800,395	0.85
	ドイツ	222,122,957	2.27
	フランス	276,404,473	2.82
	オランダ	460,539,317	4.70
	スペイン	528,411,215	5.40
	オーストリア	32,591,144	0.33
	アイルランド	169,139,494	1.73
	イギリス	1,053,330,395	10.76
	スイス	173,310,236	1.77
	ケイマン	227,006,316	2.32
	バミューダ	143,003,025	1.46
	ニュージーランド	162,310,377	1.66
	小計	11,196,617,018	114.38
現金・預金・その他の資産(負債控除後)	—	1,659,274,408	16.95
合計(純資産総額)		9,788,587,249	100.00

その他の資産の投資状況

資産の種類	建別	国 / 地域	時価合計（円）	投資比率（％）
為替予約取引	売建	—	10,621,712,777	108.51

(注)為替予約取引は、わが国における対顧客先物相場の仲値で評価しています。

（２）【投資資産】

【投資有価証券の主要銘柄】

イ. 評価額上位銘柄明細

順位	国 / 地域	種類	銘柄名	数量又は 額面総額	帳簿価額 単価 (円)	帳簿価額 金額 (円)	評価額 単価 (円)	評価額 金額 (円)	利率 (%)	償還期限	投資 比率 (%)
1	アメリカ	社債券	SYNCHRONY FINANCIAL	1,725,000	15,992.53	275,871,241	15,956.88	275,256,281	5.15	2029/3/19	2.81
2	アメリカ	社債券	FORD MOTOR CREDIT CO LLC	1,675,000	14,992.03	251,116,621	15,040.83	251,934,059	2.9	2029/2/10	2.57
3	アメリカ	社債券	BANK OF AMERICA CORP	1,450,000	15,812.73	229,284,607	15,790.27	228,959,046	3.97	2029/3/5	2.34
4	ドイツ	社債券	DEUTSCHE BANK NY	1,350,000	16,496.17	222,698,392	16,453.55	222,122,957	6.72	2029/1/18	2.27
5	アメリカ	社債券	GENERAL MOTORS FINL CO	1,350,000	15,803.82	213,351,687	15,762.57	212,794,734	4.3	2029/4/6	2.17
6	アメリカ	社債券	BAXTER INTERNATIONAL INC	1,400,000	14,965.40	209,515,609	14,978.69	209,701,796	2.272	2028/12/1	2.14
7	アメリカ	社債券	HYUNDAI CAPITAL AMERICA	1,250,000	16,658.90	208,236,325	16,622.03	207,775,490	6.5	2029/1/16	2.12
8	アメリカ	社債券	AVIATION CAPITAL GROUP	1,250,000	16,681.92	208,524,049	16,620.83	207,760,490	6.75	2028/10/25	2.12
9	スペイン	社債券	CAIXABANK SA	1,265,000	16,369.72	207,077,006	16,341.25	206,716,861	6.208	2029/1/18	2.11
10	アメリカ	社債券	BROADCOM INC 4.75%	1,275,000	16,108.74	205,386,535	16,072.47	204,924,078	4.75	2029/4/15	2.09
11	アメリカ	社債券	ALLY FINANCIAL INC 2.2%	1,350,000	15,070.08	203,446,145	15,051.01	203,188,670	2.2	2028/11/2	2.08
12	オランダ	社債券	COOPERATIEVE RABOBANK UA	1,200,000	16,243.52	194,922,337	16,223.01	194,676,220	5.564	2029/2/28	1.99
13	アメリカ	社債券	WESTERN MIDSTREAM OPERAT	1,170,000	16,584.36	194,037,122	16,560.35	193,756,130	6.35	2029/1/15	1.98
14	アメリカ	社債券	ENERGY TRANSFER LP 5.25%	1,195,000	16,251.95	194,210,853	16,208.96	193,697,110	5.25	2029/4/15	1.98
15	イギリス	社債券	BAT INTL FINANCE PLC	1,175,000	16,517.07	194,075,604	16,478.95	193,627,756	5.931	2029/2/2	1.98
16	アメリカ	社債券	AIR LEASE CORP 5.1%	1,200,000	16,102.53	193,230,391	16,077.49	192,929,885	5.1	2029/3/1	1.97
17	イギリス	社債券	BARCLAYS PLC	1,150,000	16,568.28	190,535,241	16,533.10	190,130,679	7.385	2028/11/2	1.94
18	アメリカ	社債券	CHARLES RIVER LABORATORI	1,150,000	15,304.82	176,005,493	15,254.69	175,428,963	3.75	2029/3/15	1.79
19	スイス	社債券	UBS GROUP AG	1,100,000	15,773.23	173,505,627	15,755.47	173,310,236	3.869	2029/1/12	1.77
20	アメリカ	社債券	CHARTER COMM OPT LLC/CAP	1,075,000	15,994.02	171,935,814	15,930.77	171,255,867	5.05	2029/3/30	1.75
21	ケイマン	社債券	AVOLON HOLDINGS FNDG LTD	1,050,000	16,311.65	171,272,353	16,283.22	170,973,909	5.75	2029/3/1	1.75
22	アイル ランド	社債券	AERCAP IRELAND CAP/GLOBA	1,050,000	16,148.78	169,562,276	16,108.52	169,139,494	5.1	2029/1/19	1.73

23	イギリス	社債券	NATWEST GROUP PLC	1,040,000	16,177.27	168,243,618	16,160.39	168,068,075	5.516	2028/9/30	1.72
24	イギリス	社債券	LLOYDS BANKING GROUP PLC	1,025,000	16,331.17	167,394,560	16,292.98	167,003,109	5.871	2029/3/6	1.71
25	アメリカ	社債券	JABIL INC 5.45%	1,025,000	16,246.46	166,526,266	16,188.70	165,934,271	5.45	2029/2/1	1.70
26	アメリカ	社債券	MPLX LP 4.8% 02/15/2029	1,030,000	16,065.93	165,479,146	16,025.00	165,057,580	4.8	2029/2/15	1.69
27	フランス	特殊債券	ELECTRICITE DE FRANCE SA	1,035,000	15,940.58	164,985,062	15,938.51	164,963,608	4.5	2028/9/21	1.69
28	アメリカ	社債券	ALTRIA GROUP INC 4.8%	1,025,000	16,073.02	164,748,526	16,036.24	164,371,495	4.8	2029/2/14	1.68
29	フランス	社債券	SOCIETE GENERALE	1,000,000	16,386.45	163,864,589	16,386.09	163,860,928	6.446	2029/1/10	1.67
30	アメリカ	社債券	SPRINT CAPITAL CORP	975,000	16,823.43	164,028,456	16,790.10	163,703,509	6.875	2028/11/15	1.67

ロ.種類別投資比率

種類	投資比率（％）
特殊債券	2.57
社債券	114.38
合計	116.95

【投資不動産物件】

該当事項はありません。

【その他投資資産の主要なもの】

資産の種類	通貨	買建 / 売建	数量	帳簿価額 （円）	評価額 （円）	投資比率 （％）
為替予約取引	米ドル	売建	71,759,165.74	10,482,815,735	10,621,712,777	108.51

(注)為替予約取引は、わが国における対顧客先物相場の仲値で評価しています。

（３）【運用実績】

【純資産の推移】

2026年5月末および同日前1年以内における各月末ならびに各計算期間末の純資産の推移は次のとおりです。

期別	純資産総額（円）		1口当たり純資産額（円）	
	（分配落）	（分配付）	（分配落）	（分配付）
第1計算期間末（2025年 5月12日）	10,146,949,095	10,146,949,095	0.9914	0.9914
第2計算期間末（2026年 5月11日）	9,770,918,621	9,770,918,621	1.0030	1.0030
2025年 5月末	10,133,413,180	—	0.9909	—
6月末	10,121,039,782	—	0.9915	—
7月末	10,165,984,392	—	0.9975	—
8月末	10,138,929,183	—	0.9960	—
9月末	10,108,161,640	—	0.9957	—
10月末	10,119,516,176	—	1.0014	—
11月末	10,097,533,666	—	1.0020	—
12月末	10,003,825,319	—	1.0015	—
2026年 1月末	9,892,546,540	—	0.9995	—
2月末	9,869,886,389	—	0.9989	—
3月末	9,767,184,007	—	0.9980	—
4月末	9,768,672,708	—	1.0021	—
5月末	9,788,587,249	—	1.0078	—

【分配の推移】

期	計算期間	1口当たりの分配金（円）
第1計算期間	2024年 1月29日～2025年 5月12日	0.0000
第2計算期間	2025年 5月13日～2026年 5月11日	0.0000

【収益率の推移】

期	計算期間	収益率（％）
第1計算期間	2024年 1月29日～2025年 5月12日	0.9
第2計算期間	2025年 5月13日～2026年 5月11日	1.2

(注)各計算期間の収益率は、計算期間末の基準価額（分配落ち）に当該計算期間の分配金を加算し、当該計算期間の直前の計算期間末の基準価額（分配落ち。以下「前期末基準価額」といいます。）を控除した額を前期末基準価額で除して得た数に100を乗じた数です。

（４）【設定及び解約の実績】

期	計算期間	設定口数（口）	解約口数（口）	発行済み口数（口）
第1計算期間	2024年 1月29日～2025年 5月12日	10,452,983,192	217,951,108	10,235,032,084
第2計算期間	2025年 5月13日～2026年 5月11日	—	493,600,132	9,741,431,952

(注1)第1計算期間の設定口数には当初申込期間中の設定口数を含みます。

(注2)本邦外における設定および解約の実績はありません。

第２【管理及び運営】

１【申込（販売）手続等】

（１）購入申込

当初申込期間中（2024年1月26日）および継続申込期間中（2024年1月29日から2024年3月4日まで）の各営業日に受益権の募集が行われました。当ファンドの運用開始日は2024年1月29日です。なお、本書提出日現在、当ファンドの募集は行っておりません。2024年3月5日以降は、有価証券届出書を提出することにより各安定運用期間において購入申込を受付けることがあります。ただし、市況動向、純資産総額水準によっては、購入申込の受付を行わない場合があります。

当初申込期間中および継続申込期間中の申込（販売）手続の内容は以下の通りでした。

購入申込は、原則として販売会社の営業日の午後3時（「申込締切時間」といいます。）までに行われます。当該申込にかかる販売会社所定の事務手続きが完了したものを当日の申込分とし、申込締切時間を過ぎてからの申込みは翌営業日の取扱いとなります。ただし、申込締切時間は販売会社によって異なる場合があります。

（２）取扱いコース

お申込みには、分配金の受取方法により2つのコース^{*}があります。

「一般コース」・・・収益分配時に分配金を受け取るコース

「自動けいぞく投資コース」・・・分配金が税引き後、無手数料で再投資されるコース

なお、「自動けいぞく投資コース」で分配金を再投資する際の申込単位は、1口単位となります。

^{*} 取扱いコースの有無は販売会社によって異なります。また、コースの名称は、販売会社によっては、同様の権利義務関係を規定する異なる名称を使用することがあります。

（３）購入単位

販売会社により異なります。

なお、「自動けいぞく投資コース」で分配金を再投資する際の購入単位は、1口単位となります。

（４）購入価額

購入申込受付日の翌営業日の基準価額

ただし、「自動けいぞく投資コース」で分配金を再投資する場合は、計算期間終了日の基準価額となります。

（５）購入時手数料

購入金額（購入価額に購入口数を乗じて得た額）に、2.20%（税抜2.00%）を上限として販売会社が個別に定める手数料率を乗じて得た額とします。購入時手数料には消費税等相当額が加算されます。

（６）購入申込受付不可日

購入申込日がニューヨーク証券取引所の休場日、ニューヨークの銀行休業日に該当する場合（ただし、別に定める安定運用期間中を除きます。）には、購入申込の受付は行いません。

（７）その他留意事項

購入申込の受付中止・取消

信託財産の効率的な運用が妨げられる、または信託財産が毀損するおそれがあると委託会社が合理的に判断する場合、取引所における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情^{*}があるときは、委託会社の判断により、購入申込の受付を中止することおよび既に受付けた購入申込の受付を取り消すことができます。

^{*} やむを得ない事情とは、投資対象国における非常事態による市場の閉鎖または流動性の極端な低下ならびに資金の受渡しに関する障害、コンピューターの誤作動等により決済が不能となった場合、基準価額の計算が不能となった場合等を指します。投資対象国における非常事態とは、金融危機、デフォルト、重大な政策変更および規制の導入、税制の変更、自然災害、クーデター、重大な政治体制の変更、戦争等運用に影響を及ぼす事態を指します。

受益権の振替

購入申込者は、販売会社に購入申込と同時にまたはあらかじめ、当該購入申込者が受益権の振替を行うための振替機関等の口座を申し出るものとし、当該口座に当該購入申込者にかかる口数の増加の記載または記録が行われます。

2【換金（解約）手続等】

（1）換金申込（一部解約の実行の請求）

受益者は、自己に帰属する受益権につき、購入申込を行った販売会社を通じて、委託会社に一部解約の実行の請求（換金申込）を行うことにより換金することができます。

換金申込は、原則として販売会社の営業日の午後3時30分（「申込締切時間」といいます。）までに販売会社所定の事務手続きが完了したものを当日の申込受付分とします。なお、申込締切時間は販売会社によって異なる場合がありますので、詳細は販売会社にご確認ください。

また、信託財産の資金管理を円滑に行うため、大口換金には制限を設ける場合があります。

（2）換金単位

販売会社により異なります。

（3）換金価額

換金申込受付日の翌営業日の基準価額から、後記（4）記載の信託財産留保額を控除した価額とします。

ただし、別に定める各安定運用期間において受付けた換金申込については、換金申込受付日の翌営業日の基準価額とします。

ファンドの換金価額に関しては、販売会社または次の〈照会先〉にお問い合わせください。

〈照会先〉

委託会社

電話番号：03-3548-5690（受付時間：委託会社の営業日の午前9時～午後5時）

（4）換金手数料・信託財産留保額

換金手数料・・・ありません。

信託財産留保額・・・換金申込受付日の翌営業日の基準価額に0.30%の率を乗じて得た額

ただし、別に定める各安定運用期間において受付けた換金申込については信託財産留保額は徴収しません。

（5）支払開始日

換金代金は、換金申込受付日から起算して、原則として5営業日以降に販売会社の本支店、営業所等において支払います。

（6）換金申込受付不可日

換金申込日がニューヨーク証券取引所の休場日、ニューヨークの銀行休業日に該当する場合（ただし、別に定める安定運用期間中を除きます。）には、換金申込の受付は行いません。

（7）その他留意事項

換金申込の受付中止・取消

信託財産の効率的な運用が妨げられる、または信託財産が毀損するおそれがあると委託会社が合理的に判断する場合、取引所における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情^{*}があるときは、委託会社の判断により、換金申込の受付を中止することおよび既に受付けた換金申込の受付を取り消すことができます。

なお、換金申込の受付が中止された場合には、受益者は当該受付中止以前に行った当日の換金申込を撤回できます。ただし、受益者がその換金申込を撤回しない場合には、当該受益権の換金価額は、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に換金申込を受付けたものとして、前記「(3) 換金価額」に準じて計算された価額とします。

^{*} やむを得ない事情とは、投資対象国における非常事態による市場の閉鎖または流動性の極端な低下ならびに資金の受渡しに関する障害、コンピューターの誤作動等により決済が不能となった場合、基準価額の計算が不能となった場合等を指します。投資対象国における非常事態とは、金融危機、デフォルト、重大な政策変更および規制の導入、税制の変更、自然災害、クーデター、重大な政治体制の変更、戦争等運用に影響を及ぼす事態を指します。

振替受益権の抹消

換金申込を行う受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して、当該受益者の請求にかかるこの信託契約の一部解約を委託会社が行うのと引き換えに、当該一部解約にかかる受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。

3【資産管理等の概要】

（1）【資産の評価】

基準価額とは、信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券および借入有価証券を除きます。）を法令および一般社団法人資産運用業協会規則にしたがって時価または一部償却原価法により評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額（「純資産総額」といいます。）を、計算日における受益権総口数で除した金額とします。基準価額の計算にあたり、外貨建資産（外国通貨表示の有価証券（「外貨建有価証券」といいます。）、預

金その他の資産をいいます。)の円換算については、原則としてわが国における計算日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算します。なお、予約為替の評価は、原則としてわが国における計算日の対顧客先物売買相場の仲値によるものとします。

<当ファンドの主たる投資対象の評価方法>

外国債券の評価は、計算日に知りうる直近の時価(注)または一部償却原価法により評価します。

(注)日本証券業協会が発表する売買参考統計値(平均値)、金融商品取引業者、銀行等の提示する価額(売気配相場を除く。)、価格情報会社の提供する価額などを含みます。

基準価額は委託会社の営業日において日々算出されます。また、基準価額(1万口当たり)は翌日の日本経済新聞朝刊に「グロタ24-01」の略称で掲載されます。

基準価額に関しては、販売会社または次の<照会先>にお問い合わせください。

<照会先>

ホームページ: www.assetmanagement.hsbc.co.jp

電話番号: 03-3548-5690 (受付時間: 委託会社の営業日の午前9時~午後5時)

(2)【保管】

該当事項はありません。

(3)【信託期間】

2024年1月29日から2044年5月10日までとします。

ただし、後記「(5)その他」の(a)、(b)、(c)の(b)に該当した場合には、信託を終了することができます。

(4)【計算期間】

原則として、毎年5月11日から翌年5月10日までとします。

ただし、各計算期間終了日に該当する日(「該当日」といいます。)が休業日のとき、各計算期間終了日は該当日の翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。

なお、第1計算期間は信託契約締結日から2025年5月12日までとし、最終計算期間の終了日は上記「(3)信託期間」に定める信託期間の終了日とします。

(5)【その他】

信託契約の解約(繰上償還)

(a)委託会社は、信託期間中において、信託契約の一部を解約することにより受益権口数が50億口を下回ることとなった場合、この信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、当該信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託会社は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。

(b)委託会社は、別に定める各投資サイクル開始時(ただし、第1投資サイクルについては、ポートフォリオ構築完了までの間)に、当該投資サイクルの投資期間の期待収益率が0%を下回ることが見込まれると委託会社が判断する場合には、この信託契約を解約し、信託を終了させます。この場合において、委託会社はあらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。なお、期待収益率とは各投資サイクルの事前に作成される債券モデルポートフォリオの利回り(米ドル建て、年率)から、対円での想定為替ヘッジコスト、および信託報酬率等想定費用を除いた、費用控除後の想定利回りを言います。

(c)委託会社は、(a)の事項について、書面による決議(以下「書面決議」といいます。)を行います。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに信託契約の解約の理由などの事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、当該信託契約にかかる知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を發します。

(d)(c)の書面決議において、受益者(委託会社およびこの信託の信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権にかかる受益者としての受託会社を除いた者をいいます。)は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、知れている受益者が議決権を行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。

(e)(c)の書面決議は、議決権を行使することができる受益者の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行います。

(f)(c)から(e)の規定は、委託会社が信託契約の解約について提案をした場合において、当該提案につき、当該信託契約にかかるすべての受益者が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。また、信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって(c)から(e)までの手続きを行うことが困難な場合には適用しません。

信託契約に関する監督官庁の命令等による場合の信託終了

(a)委託会社は、監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令にしたがい、信託契約を解約し信託を終了させます。

なお、委託会社は、監督官庁の命令に基づいてこの信託約款を変更しようとするときは、後記「信託約款の変更等」にしたがいます。

- (b) 委託会社が監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託会社は当該信託契約を解約し、信託を終了させます。

当該規定にかかわらず、監督官庁がこの信託契約に関する委託会社の業務を他の投資信託委託会社に引き継ぐことを命じたときは、当該信託は、後記「信託約款の変更等」の書面決議で否決された場合を除き、当該投資信託委託会社と受託会社との間において存続します。

受託会社の辞任および解任による場合の信託終了

- (a) 受託会社は、委託会社の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託会社はその任務に違反して信託財産に著しい損害を与えたことその他重要な事由があるときは、委託会社または受益者は、裁判所に受託会社の解任を申立てることができます。受託会社が辞任した場合、または裁判所が受託会社を解任した場合、委託会社は、後記「信託約款の変更等」にしたがい、新受託会社を選任します。
- (b) 委託会社が新受託会社を選任できないときは、委託会社はこの信託契約を解約し、信託を終了させます。

委託会社の事業の譲渡および承継に伴う取扱い

- (a) 委託会社は、事業の全部または一部を譲渡することがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を譲渡することがあります。
- (b) 委託会社は、分割により事業の全部または一部を承継させることがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を承継させることがあります。

信託約款の変更等

- (a) 委託会社は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、この信託約款を変更することまたは当該信託と他の信託との併合（投資信託及び投資法人に関する法律第16条第2号に規定する「委託者指図型投資信託の併合」をいいます。以下同じ。）を行うことができるものとし、あらかじめ、変更または併合しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。なお、当該信託約款はこの信託約款の変更等に定める以外の方法によって変更することができないものとし、
- (b) 委託会社は、(a)の事項（信託約款の変更事項にあっては、その変更の内容が重大なものに該当する場合に限り、また併合事項にあっては、その併合が受益者の利益に及ぼす影響が軽微なものに該当する場合を除きます。以下、「重大な約款の変更等」といいます。）について、書面決議を行います。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに重大な約款の変更等の内容およびその理由などの事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、当該信託約款にかかる知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を發します。
- (c) (b)の書面決議において、受益者（委託会社および当該信託の信託財産に当該信託の受益権が属するときの当該受益権にかかる受益者としての受託会社を除きます。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行行使することができます。なお、知れている受益者が議決権を行行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。
- (d) (b)の書面決議は、議決権を行行使することができる受益者の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行います。
- (e) 書面決議の効力は、この信託のすべての受益者に対してその効力を生じます。
- (f) (b)から(e)までの規定は、委託会社が重大な約款の変更等について提案をした場合において、当該提案につき、この信託約款にかかるすべての受益者が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。
- (g) (a)から(f)の規定にかかわらず、この投資信託において併合の書面決議が可決された場合にあっては、当該併合にかかる一または複数の他の投資信託において当該併合の書面決議が否決された場合は、当該他の投資信託との併合を行うことはできません。

公告

委託会社が受益者に対してする公告は、電子公告の方法により行い、委託会社のホームページ（www.assetmanagement.hsbc.co.jp）に掲載します。

電子公告により公告できない事故その他やむを得ない事由が生じた場合の公告は、日本経済新聞に掲載します。

関係法人との契約の更改に関する手続き等

委託会社と販売会社との間で締結する「募集・販売等に関する契約」（別の名称で同様の権利義務を規定する契約を含みます。）は、契約期間満了3ヶ月前までに、別段の意思表示のない限り、原則として1年毎に自動的に更新されるものとし、また、委託会社と投資顧問会社との間で締結する「運用委託契約」（別の名称で同様の権利義務を規定する契約を含みます。）は、別段の意思表示のない限り、原則として解約するまで効力を有するものとし、

他の受益者の氏名等の開示の請求の制限

当該信託の受益者は、委託会社または受託会社に対し、「他の受益者の氏名または名称および住所」および「他の受益者が有する受益権の内容」の開示の請求を行うことはできません。

運用報告書

委託会社は、当ファンドの計算期間終了日および信託終了のときに運用報告書を作成します。

- (a) 交付運用報告書は、知れている受益者に対して販売会社を通じて交付されます。

(b)運用報告書(全体版)は、委託会社のホームページ(www.assetmanagement.hsbc.co.jp)に掲載されます。ただし、受益者から運用報告書(全体版)の交付の請求があった場合には、販売会社を通じて交付されます。

4【受益者の権利等】

当ファンドの受益権は、その購入口数に応じて、購入申込者に帰属します。この受益権は、信託の日時を異にすることにより差異を生ずることはありません。受益者の有する主な権利は以下のとおりです。なお、信託約款には受益者集会に関する規定はありません。また、信託財産に生じた利益および損失は、すべて受益者に帰属します。

収益分配金に対する請求権

受益者は、委託会社が決定した収益分配金を持分に応じて請求する権利を有します。収益分配金は、決算日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者(当該収益分配金にかかる決算日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該収益分配金にかかる計算期間の末日以前に設定された受益権で購入代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として購入申込者としします。)に、原則として決算日から起算して5営業日までに支払いを開始します。

収益分配金の支払いは、販売会社の本支店、営業所等において行います。「自動けいぞく投資コース」の場合、収益分配金は税金を差し引いた後、無手数料で再投資されます。再投資により増加した受益権は、振替口座簿に記載または記録されます。

償還金に対する請求権

受益者は、償還金を持分に応じて請求する権利を有します。

償還金は、償還日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者(償還日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該償還日以前に設定された受益権で購入代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として購入申込者としします。)に支払います。

償還金の支払いは、信託終了後1ヶ月以内の委託会社の指定する日(原則として、償還日から起算して5営業日まで)から、販売会社の本支店、営業所等において行います。

一部解約実行請求権

受益者は、自己に帰属する受益権について、一部解約の実行の請求(換金申込)を、販売会社を通じて委託会社に請求することができます。換金代金の支払いは、販売会社の本支店、営業所等において行います。

帳簿閲覧・謄写の請求権

受益者は、委託会社に対し、その営業時間内に当ファンドの信託財産に関する帳簿書類の閲覧・謄写を請求することができます。

第3【ファンドの経理状況】

- (1) 当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）並びに同規則第2条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）に基づいて作成しております。

なお、財務諸表に掲記される科目その他の事項の金額については、円単位で表示しております。

- (2) 当ファンドの計算期間は原則として、毎年 5月11日から翌年 5月10日までとなっておりますが、第1期計算期間は信託約款第41条により、2024年 1月29日から2025年 5月12日までとしております。
- (3) 当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第2期計算期間（2025年 5月13日から2026年 5月11日まで）の財務諸表について、PwC Japan有限責任監査法人による監査を受けております。

1【財務諸表】

H S B C グローバル・ターゲット利回り債券ファンド2024-01（限定追加型）

(1)【貸借対照表】

(単位：円)

	第1期 2025年 5月12日現在	第2期 2026年 5月11日現在
資産の部		
流動資産		
預金	119,929,478	191,112,338
コール・ローン	7,627,960	43,359,270
特殊債券	228,043,910	247,786,962
社債券	10,233,917,721	10,974,731,137
派生商品評価勘定	1,734,878	-
未収利息	109,397,591	115,203,634
前払費用	1,026,484	579,629
その他未収収益	-	7,688,167
流動資産合計	10,701,678,022	11,580,461,137
資産合計	10,701,678,022	11,580,461,137
負債の部		
流動負債		
派生商品評価勘定	495,752,761	1,775,254,734
未払解約金	2,500,000	-
未払受託者報酬	2,667,947	1,613,390
未払委託者報酬	53,358,771	32,267,676
その他未払費用	449,448	406,716
流動負債合計	554,728,927	1,809,542,516
負債合計	554,728,927	1,809,542,516
純資産の部		
元本等		
元本	10,235,032,084	9,741,431,952
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金（ ）	88,082,989	29,486,669
（分配準備積立金）	512,373,155	967,528,701
元本等合計	10,146,949,095	9,770,918,621
純資産合計	10,146,949,095	9,770,918,621
負債純資産合計	10,701,678,022	11,580,461,137

（２）【損益及び剰余金計算書】

（単位：円）

	第1期 自 2024年 1月29日 至 2025年 5月12日	第2期 自 2025年 5月13日 至 2026年 5月11日
営業収益		
受取利息	603,850,751	556,905,623
有価証券売買等損益	163,050,449	108,004,161
為替差損益	769,810,462	485,676,720
その他収益	1,044	7,774,523
営業収益合計	2,908,218	187,007,587
営業費用		
支払利息	621	-
受託者報酬	4,027,149	3,299,840
委託者報酬	80,542,718	65,996,459
その他費用	1,780,596	1,937,054
営業費用合計	86,351,084	71,233,353
営業利益又は営業損失（ ）	89,259,302	115,774,234
経常利益又は経常損失（ ）	89,259,302	115,774,234
当期純利益又は当期純損失（ ）	89,259,302	115,774,234
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額（ ）	1,176,313	3,177,921
期首剰余金又は期首欠損金（ ）	-	88,082,989
剰余金増加額又は欠損金減少額	-	4,973,345
当期一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	-	4,973,345
当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	-	-
剰余金減少額又は欠損金増加額	-	-
当期一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	-	-
当期追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	-	-
分配金	-	-
期末剰余金又は期末欠損金（ ）	88,082,989	29,486,669

（３）【注記表】

（重要な会計方針に係る事項に関する注記）

１．有価証券の評価基準及び評価方法	特殊債券及び社債券（以下「有価証券」という） 個別法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、金融商品取引業者、銀行等の提示する価額（但し、売気配相場は使用しない）、又は価格情報会社の提示する価額に基づいて評価しております。
２．デリバティブ等の評価基準及び評価方法	外国為替予約取引 個別法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、計算期間末日において、わが国における対顧客先物相場の仲値を適用して計算しております。ただし、為替予約のうち対顧客先物相場が発表されていない通貨については、対顧客相場の仲値によって計算しております。
３．その他財務諸表作成のための基礎となる事項	外貨建取引等の処理基準 「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）第60条及び第61条に基づいて処理しております。 計算期間末日の取扱い ファンドの計算期間は、当期末が休日であることから、2025年 5月13日から2026年 5月11日までとなっております。

（貸借対照表に関する注記）

第1期 2025年 5月12日現在	第2期 2026年 5月11日現在
１．受益権の総数 10,235,032,084口	１．受益権の総数 9,741,431,952口
２．投資信託財産の計算に関する規則第55条の6第1項第10号に規定する額 元本の欠損 88,082,989円	２．投資信託財産の計算に関する規則第55条の6第1項第10号に規定する額 元本の欠損 - 円
３．１単位当たりの純資産の額 １口当たり純資産額 0.9914円 (10,000口当たり純資産額) (9,914円)	３．１単位当たりの純資産の額 １口当たり純資産額 1.0030円 (10,000口当たり純資産額) (10,030円)

（損益及び剰余金計算書に関する注記）

第1期 自 2024年 1月29日 至 2025年 5月12日	第2期 自 2025年 5月13日 至 2026年 5月11日
１．運用に係る権限を委託するための費用 信託財産の運用の指図に係る権限の全部または一部を委託するために要する費用として、信託財産の純資産総額に対して年10,000分の15以内の率を乗じて得た額を委託者報酬の中から支弁しております。	１．運用に係る権限を委託するための費用 同左
２．分配金の計算過程 A 費用控除後の配当等収益額 512,373,155円 B 費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額 0円 C 収益調整金額 0円 D 分配準備積立金額 0円 E 当ファンドの分配対象収益額 512,373,155円 F 当ファンドの期末残存口数 10,235,032,084口 G 10,000口当たり収益分配対象額 500円 H 10,000口当たり分配金額 0円 I 収益分配金金額 0円	２．分配金の計算過程 A 費用控除後の配当等収益額 479,139,991円 B 費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額 0円 C 収益調整金額 0円 D 分配準備積立金額 488,388,710円 E 当ファンドの分配対象収益額 967,528,701円 F 当ファンドの期末残存口数 9,741,431,952口 G 10,000口当たり収益分配対象額 993円 H 10,000口当たり分配金額 0円 I 収益分配金金額 0円

（金融商品に関する注記）

金融商品の状況に関する事項

項目	期別 第1期 自 2024年 1月29日 至 2025年 5月12日	第2期 自 2025年 5月13日 至 2026年 5月11日
金融商品に対する取組方針	当ファンドは、信託約款に規定する「運用の基本方針」に従い、有価証券等の金融商品の運用をしております。	同左
金融商品の内容及びリスク	当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、デリバティブ取引、金銭債権及び金銭債務です。これらは、為替変動リスク、金利変動リスクなどの市場リスク、信用リスク及び流動性リスクに晒されております。 また、当ファンドは、信託財産に属する資産の効率的な運用に資することを目的として、為替予約取引を行っております。当該デリバティブ取引は、為替相場の変動による価格変動リスクを有しております。なお、取引先の契約不履行による信用リスクについては、当社は優良な金融機関とのみ取引を行っているため、限定的と考えられます。	同左
金融商品に係るリスクの管理体制	運用リスクの管理は、運用部門、コンプライアンス部門、投資ガイドライン・モニタリング・チーム、運用から独立したリスク管理部門による複眼的な管理体制を採っております。リスク管理の状況は、定期的開催されるリスク管理委員会（運用拠点により呼称が変わることがあります。）において報告・審議され、組織的な対応が行われています。 運用部門は、運用プロセスのモニタリングやパフォーマンスの評価を行います。 コンプライアンス部門は、法令・諸規則等に基づいた遵守状況のモニタリングを行います。 投資ガイドライン・モニタリング・チームは、投資ガイドラインの遵守状況をモニタリングしており、必要に応じて運用部門に対し改善を求めます。改善の要求と結果はコンプライアンス部門、リスク管理部門にも報告されます。 リスク管理部門は、上記のモニタリング結果を含め、運用に係わるリスク全般をモニタリングしています。運用部門と密接にコミュニケーションを取りつつも業務は完全に独立して行い、リスク管理の状況を運用部門や定期的開催されるリスク管理委員会等へ報告しています。	同左
金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。 また、デリバティブ取引に関する契約額等は、あくまでもデリバティブ取引における名目的な契約額または計算上の想定元本であり、当該金額自体がデリバティブ取引に係る市場リスクを示すものではありません。	同左

合計	8,795,011,001	8,707,561,001	9,289,028,884	494,017,883
----	---------------	---------------	---------------	-------------

第2期（2026年 5月11日現在）

（単位：円）

区分	種類	契約額等	うち1年超	時価	評価損益
市場取引以外の取引	為替予約取引				
	売建	8,707,561,001	8,707,561,001	10,482,815,735	1,775,254,734
	米ドル	8,707,561,001	8,707,561,001	10,482,815,735	1,775,254,734
合計		8,707,561,001	8,707,561,001	10,482,815,735	1,775,254,734

時価の算定方法

為替予約取引

(1)計算期間末日に対顧客先物相場の仲値が発表されている外貨については以下のように評価しております。

同期間末日において為替予約の受渡日（以下「当該日」といいます）の対顧客先物相場の仲値が発表されている場合は、当該為替予約は当該仲値で評価しております。

同期間末日において当該日の対顧客先物相場の仲値が発表されていない場合は、以下の方法によっております。

- ・同期間末日に当該日を超える対顧客先物相場が発表されている場合には、当該日に最も近い前後二つの対顧客先物相場の仲値をもとに計算したレートを用いております。
- ・同期間末日に当該日を超える対顧客先物相場が発表されていない場合には、当該日に最も近い日に発表されている対顧客先物相場の仲値を用いております。

(2)同期間末日に対顧客先物相場の仲値が発表されていない外貨については同期間末日の対顧客相場の仲値で評価しております。

(3)上記の算定方法にて、適正な時価と認定できない事由が認められた場合は、投資信託委託会社が忠実義務に基づいて合理的な事由をもって時価と認めた価額で評価しております。

上記取引でヘッジ会計が適用されているものではありません。

（関連当事者との取引に関する注記）

該当事項はありません。

（その他の注記）

元本の移動

（単位：円）

第1期 2025年 5月12日現在		第2期 2026年 5月11日現在	
投資信託財産に係る元本の状況		投資信託財産に係る元本の状況	
期首元本額	100,000円	期首元本額	10,235,032,084円
期中追加設定元本額	10,452,883,192円	期中追加設定元本額	- 円
期中一部解約元本額	217,951,108円	期中一部解約元本額	493,600,132円

（４）【附属明細表】

第１ 有価証券明細表

(1)株式

該当事項はありません。

(2)株式以外の有価証券

通貨	種 類	銘 柄	券面総額	評価額	備考
----	-----	-----	------	-----	----

米ドル	特殊債券	ELECTRICITE DE FRANCE SA	1,035,000.00	1,035,102.97	
		SAUDI ARABIAN OIL CO	560,000.00	543,057.42	
	特殊債券 小計		1,595,000.00	1,578,160.39 (247,786,962)	
米ドル	社債券	AERCAP IRELAND CAP/GLOBA	1,050,000.00	1,063,820.04	
		AIR LEASE CORP 5.1%	1,200,000.00	1,212,311.88	
		AIRCASTLE LTD 5.95%	875,000.00	899,185.69	
		ALLY FINANCIAL INC 2.2%	1,350,000.00	1,276,404.70	
		ALTRIA GROUP INC 4.8%	1,025,000.00	1,033,618.96	
		AMERICAN ELECTRIC POWER	600,000.00	611,938.86	
		AMERICAN TOWER CORP	725,000.00	714,395.26	
		ASSTEAD CAPITAL INC 4%	550,000.00	542,365.80	
		AT&T INC 4.35%	850,000.00	849,423.04	
		ATHENE GLOBAL FUNDING	750,000.00	759,264.51	
		AVIATION CAPITAL GROUP	1,250,000.00	1,308,263.06	
		AVOLON HOLDINGS FNDG LTD	1,050,000.00	1,074,548.92	
		BANCO BILBAO VIZCAYA ARG	600,000.00	613,344.36	
		BANCO SANTANDER SA	400,000.00	420,251.40	
		BANK OF AMERICA CORP	1,450,000.00	1,438,513.12	
		BARCLAYS PLC	1,150,000.00	1,195,402.73	
		BAT INTL FINANCE PLC	1,175,000.00	1,217,614.68	
		BAXTER INTERNATIONAL INC	1,400,000.00	1,314,484.03	
		BBVASM 4.15 03/03/29	1,000,000.00	988,970.90	
		BLUE OWL CAPITAL CORP	355,000.00	353,956.75	
		BNP PARIBAS	700,000.00	706,975.64	
		BROADCOM INC 4.75%	1,275,000.00	1,288,578.55	
		CAIXABANK SA	1,265,000.00	1,299,184.43	
		CDW LLC/CDW FINANCE	385,000.00	367,516.68	
		CHARLES RIVER LABORATORI	1,150,000.00	1,104,244.26	
		CHARTER COMM OPT LLC/CAP	1,075,000.00	1,078,711.42	
		CHENIERE ENERGY INC	900,000.00	898,345.35	
		CITIGROUP INC 10/27/2028	925,000.00	913,435.03	
		CNH INDUSTRIAL CAP LLC	675,000.00	690,679.04	
		CONSTELLATION BRANDS INC	850,000.00	855,830.96	
		COOPERATIEVE RABOBANK UA	1,200,000.00	1,222,927.02	
		COREBRIDGE FINANCIAL INC	925,000.00	905,293.35	
		DAIMLER TRUCK FINAN NA	775,000.00	734,297.01	
		DELL INT LLC / EMC CORP	500,000.00	496,074.09	
		DELTA AIR LINES/SKYMILES	595,833.33	596,138.52	

DEUTSCHE BANK NY	1,350,000.00	1,397,191.74	
ENEL FINANCE INTL NV	1,000,000.00	952,085.74	
ENERGY TRANSFER LP 5.25%	1,195,000.00	1,218,463.22	
EPR PROPERTIES 4.95%	730,000.00	731,223.16	
FORD MOTOR CREDIT CO LLC	1,175,000.00	1,106,155.42	
FOX CORP 4.709%	700,000.00	702,558.96	
FREEPORT-MCMORAN INC	725,000.00	722,553.99	
GACI FIRST INVESTMENT 5%	350,000.00	352,328.02	
GENERAL MOTORS FINL CO	1,350,000.00	1,338,551.27	
GLP CAPITAL LP / FIN II	875,000.00	884,265.37	
GOLDMAN SACHS GROUP INC	725,000.00	725,296.84	
HALEON US CAPITAL LLC	950,000.00	924,098.12	
HCA INC 5.875%	675,000.00	693,781.13	
HEALTHPEAK OP LLC 2.125%	200,000.00	188,857.95	
HOWMET AEROSPACE INC 3%	200,000.00	193,212.13	
HYUNDAI CAPITAL AMERICA	1,250,000.00	1,306,457.90	
ING GROEP NV 4.05%	725,000.00	718,016.53	
INTERNATIONAL GAME TECH	535,000.00	533,540.09	
IQVIA INC 6.25%	675,000.00	700,735.05	
JABIL INC 5.45%	1,025,000.00	1,044,772.36	
JBS USA/FOOD/FINANCE 3%	200,000.00	192,220.32	
JPMORGAN CHASE & CO	235,000.00	231,678.36	
KILROY REALTY LP 4.75%	175,000.00	173,725.29	
LLOYDS BANKING GROUP PLC	1,025,000.00	1,050,219.96	
MARRIOTT INTERNATIONAL	175,000.00	177,050.58	
MORGAN STANLEY	875,000.00	885,045.43	
MPLX LP 4.8% 02/15/2029	1,030,000.00	1,038,202.81	
NATIONAL RURAL UTIL COOP	925,000.00	909,400.21	
NATWEST GROUP PLC	1,040,000.00	1,055,546.88	
NEXTERA ENERGY CAPITAL	175,000.00	177,306.50	
NEXTERA ENERGY CAPITAL	925,000.00	903,370.96	
NOVA CHEMICALS CORP 8.5%	500,000.00	519,187.50	
ONEOK INC 5.625%	175,000.00	177,081.33	
PHILIP MORRIS INTL INC	175,000.00	177,379.24	
SANTANDER HOLDINGS USA	675,000.00	696,219.34	
SANTANDER UK GROUP HLDGS	675,000.00	696,268.55	
SOCIETE GENERALE	1,000,000.00	1,028,073.21	
SPRINT CAPITAL CORP	975,000.00	1,029,101.30	
STANDARD CHARTERED PLC	850,000.00	873,097.40	

	SUZANO AUSTRIA GMBH 6%	200,000.00	204,989.00	
	SYNCHRONY FINANCIAL	1,725,000.00	1,730,793.91	
	T-MOBILE USA INC 3.375%	750,000.00	728,074.69	
	TARGA RESOURCES CORP	335,000.00	349,014.94	
	TOLL BROS FINANCE CORP	180,000.00	179,326.07	
	UBS GROUP AG	1,100,000.00	1,088,560.31	
	VICI PROPERTIES / NOTE	950,000.00	926,461.65	
	VMWARE LLC 1.8%	600,000.00	567,372.07	
	WESTERN MIDSTREAM OPERAT	1,170,000.00	1,217,373.25	
	WESTPAC NEW ZEALAND LTD	1,000,000.00	1,020,986.46	
	WILLIAMS COMPANIES INC	700,000.00	708,130.59	
	WRKCO INC 4.9%	700,000.00	706,580.84	
社債券 小計		69,625,833.33	69,898,293.98	
			(10,974,731,137)	
米ドル小計		71,220,833.33	71,476,454.37	
			(11,222,518,099)	
合計			11,222,518,099	
			(11,222,518,099)	

(注1)通貨種類毎の小計欄の()内は、邦貨換算額（単位：円）です。

(注2)合計金額欄の()内は、外貨建有価証券に係わるもので、内書です。

外貨建有価証券の内訳

通貨	銘柄数	組入債券 時価比率	合計金額に 対する比率
米ドル	特殊債券 2銘柄	2.2%	100.0%
	社債券 86銘柄	97.8%	

第2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

「注記表（デリバティブ取引に関する注記）」に記載しております。

2【ファンドの現況】

【純資産額計算書】

2026年5月29日現在

資産総額	20,279,814,243 円
負債総額	10,491,226,994 円
純資産総額（ - ）	9,788,587,249 円
発行済口数	9,712,823,867 口
1口当たり純資産額（ / ）	1.0078 円
（1万口当たり純資産額）	（10,078 円）

第4【内国投資信託受益証券事務の概要】

(1) 名義書換

該当事項はありません。

委託会社は、当ファンドの信託の受益権を取扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取り消された場合または当該指定が効力を失った場合であって、当該振替機関の振替業を承継するものが存在しない場合等その他やむを得ない事情がある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。

(2) 受益者に対する特典

該当事項はありません。

(3) 受益権の譲渡

受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿にかかる振替機関等に振替の申請をするものとします。

前記の申請のある場合には、前記の振替機関等は、当該譲渡にかかる譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、前記の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます。）に社振法の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行われるよう通知するものとします。

前記に規定する振替について、委託会社は、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿にかかる振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託会社が必要と認めたときまたはやむを得ない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

(4) 受益権の譲渡の対抗要件

受益権の譲渡は、振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託会社および受託会社に対抗することができません。

(5) 受益権の再分割

委託会社は、受託会社と協議のうえ、社振法に定めるところにしたがい、一定日現在の受益権を均等に再分割できます。

(6) 償還金

償還金は、償還日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（償還日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該償還日以前に設定された受益権で購入代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として購入申込者として）に支払います。

(7) 質権口記載または記録の受益権の取り扱いについて

振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権にかかる収益分配金の支払い、換金申込の受付、換金代金および償還金の支払い等については、信託約款の規定によるほか、民法その他の法令等にしたがって取り扱われます。

第二部【委託会社等の情報】

第1【委託会社等の概況】

1【委託会社等の概況】

（1）資本金の額（本書提出日現在）

資本金	495百万円
発行可能株式総数	24,000株
発行済株式総数	2,100株
直近5ヶ年における資本金の額の増減	
該当事項はありません。	

（2）委託会社の機構

会社の意思決定機構

当社業務執行の最高機関である取締役会は3名以上の取締役で構成されます。取締役の選任は株主総会において、発行済株式総数の2分の1以上にあたる株式を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもってこれを行い、累積投票によらないものとします。

取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結時までとし、補欠または増員のために選任された取締役の任期は、他の取締役の残存任期と同一とします。

取締役会はその決議をもって、取締役の中から代表取締役1名以上を選任します。

投資運用の意思決定機構

経営委員会の下部委員会として、運用本部、代表取締役、業務本部、商品企画本部、コンプライアンス部、リスク管理責任部署の代表者を主要メンバーとする「運用委員会」において、各ファンドのストラテジー、パフォーマンスおよびリスク、再委託ファンドにかかる当該事項等を協議します。

運用委員会の方針に基づいて運用本部が運用の指図を行います。

なお、運用の指図に関する権限を外部の投資顧問会社に委託すること、あるいは外部の投資顧問会社からの助言を受けることがあります。その場合には運用本部が委託状況をモニタリングします。

2【事業の内容及び営業の概況】

「投資信託及び投資法人に関する法律」に定める投資信託委託会社である委託会社は、証券投資信託の設定を行うとともに、「金融商品取引法」に定める金融商品取引業者（登録番号：関東財務局長（金商）第308号）として、その運用（投資運用業）を行っています。また、「金融商品取引法」に定める投資助言・代理業、第一種金融商品取引業および第二種金融商品取引業を行っています。

2026年5月末現在、委託会社が運用を行っている証券投資信託は以下のとおりです。

（親投資信託は、ファンド数および純資産総額の合計から除いています。）

基本的性格	ファンド数	純資産総額
追加型株式投資信託	45	735,030百万円
単位型株式投資信託	1	7,140百万円
合 計	46	742,171百万円

3【委託会社等の経理状況】

（1）当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号。以下「財務諸表等規則」という。）第2条に基づき、財務諸表等規則及び「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年8月6日内閣府令 第52号）により作成しております。

（2）当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、当事業年度（自2025年1月1日 至2025年12月31日）の財務諸表について、PwC Japan有限責任監査法人により監査を受けております。

（3）財務諸表の記載金額は、千円未満の端数を切り捨てて表示しております。

（１）【貸借対照表】

		（単位：千円）	
		前事業年度 （2024年12月31日）	当事業年度 （2025年12月31日）
資産の部			
流動資産			
現金及び預金	2	4,840,892	4,350,015
前払費用		14,707	32,606
未収入金		25,930	26,861
未収委託者報酬		1,567,077	1,239,398
未収運用受託報酬		86,414	88,404
未収収益		119,465	123,821
流動資産合計		6,654,487	5,861,107
固定資産			
有形固定資産			
建物附属設備	1	510	390
器具備品		795	4,866
有形固定資産合計		1,305	5,256
無形固定資産			
ソフトウェア		1,841	541
無形固定資産合計		1,841	541
投資その他の資産			
敷金		33,162	33,162
繰延税金資産		279,544	245,656
投資その他の資産合計		312,706	278,818
固定資産合計		315,853	284,616
資産合計		6,970,341	6,145,723
負債の部			
流動負債			
未払金		690,090	531,116
未払費用	2	1,697,117	1,601,147
関係会社短期借入金	2	20,857	24,935
未払消費税等		355,700	75,989
未払法人税等		690,115	180,223
賞与引当金		253,505	263,495
割増退職引当金		-	2,449
流動負債合計		3,707,387	2,679,357
負債合計		3,707,387	2,679,357
純資産の部			
株主資本			
資本金		495,000	495,000
利益剰余金			
利益準備金		123,750	123,750
その他利益剰余金			
繰越利益剰余金		2,644,204	2,847,616
利益剰余金合計		2,767,954	2,971,366
株主資本合計		3,262,954	3,466,366
純資産合計		3,262,954	3,466,366
負債・純資産合計		6,970,341	6,145,723

（２）【損益計算書】

（単位：千円）

	前事業年度 （自 2024年 1月 1日 至 2024年12月31日）	当事業年度 （自 2025年 1月 1日 至 2025年12月31日）
営業収益		
委託者報酬	11,223,631	11,214,160
業務受託報酬	426,132	364,888
運用受託報酬	104,172	108,196
営業収益計	11,753,937	11,687,246
営業費用		
支払手数料	4,501,541	4,407,033
広告宣伝費	52,218	71,750
調査費		
調査費	97,684	149,911
委託調査費	2,535,688	2,487,864
調査費計	2,633,372	2,637,775
委託計算費	162,930	160,019
営業雑費		
通信費	7,186	11,396
印刷費	52,165	20,340
協会費	6,609	5,822
営業雑費計	65,960	37,559
営業費用計	7,416,025	7,314,138
一般管理費		
給料		
役員報酬	70,973	78,887
給料・手当	807,567	831,292
賞与引当金繰入額	256,398	260,762
給料計	1,134,938	1,170,942
交際費	847	1,205
旅費交通費	22,676	16,947
租税公課	40,808	34,094
不動産賃借料	90,637	106,480
固定資産減価償却費	1,617	2,032
弁護士費用等	34,562	22,470
事務委託費	1,029,133	1,183,840
保険料	8,672	8,867
諸経費	72,581	76,329
一般管理費計	2,436,475	2,623,210
営業利益	1,901,436	1,749,896
営業外収益		
受取利息	7	6
雑収入	-	29
営業外収益計	7	35
営業外費用		
支払利息	1,719	2,128
為替差損	2,888	2,677
雑損失	2,093	1,097
営業外費用計	6,701	5,903
経常利益	1,894,742	1,744,028
特別損失		
割増退職引当金繰入額	-	31,027
特別損失計	-	31,027
税引前当期純利益	1,894,742	1,713,000

法人税、住民税及び事業税	672,866	500,700
法人税等調整額	79,570	33,888
当期純利益	1,301,447	1,178,411

（３）【株主資本等変動計算書】

前事業年度（自 2024年1月1日 至 2024年12月31日）

（単位：千円）

	株主資本					純資産合計
	資本金	利益剰余金			株主資本 合 計	
		利益準備金	その他利益 剰余金	利益剰余金 合計		
			繰越利益 剰余金			
当期首残高	495,000	123,750	1,342,757	1,466,507	1,961,507	1,961,507
当期変動額						
剰余金の配当	-	-	-	-	-	-
当期純利益	-	-	1,301,447	1,301,447	1,301,447	1,301,447
当期変動額合計	-	-	1,301,447	1,301,447	1,301,447	1,301,447
当期末残高	495,000	123,750	2,644,204	2,767,954	3,262,954	3,262,954

当事業年度（自 2025年1月1日 至 2025年12月31日）

（単位：千円）

	株主資本					純資産合計
	資本金	利益剰余金			株主資本 合 計	
		利益準備金	その他利益 剰余金	利益剰余金 合計		
			繰越利益 剰余金			
当期首残高	495,000	123,750	2,644,204	2,767,954	3,262,954	3,262,954
当期変動額						
剰余金の配当	-	-	975,000	975,000	975,000	975,000
当期純利益	-	-	1,178,411	1,178,411	1,178,411	1,178,411
当期変動額合計	-	-	203,411	203,411	203,411	203,411
当期末残高	495,000	123,750	2,847,616	2,971,366	3,466,366	3,466,366

重要な会計方針

1 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産（リース資産除く）

定額法により償却しております。なお、主な耐用年数は以下の通りです。

建物附属設備 5 年

器具備品 4 ～ 5 年

(2) 無形固定資産（リース資産除く）

定額法により償却しております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間(5 年)に基づく定額法により償却しております。

2 引当金の計上基準

賞与引当金

役員及び従業員の賞与の支払に備えて、賞与支給見込額の当期負担額を計上しております。

割増退職引当金

割増退職金の支払に備えて、その発生見込額を計上しております。

3 収益及び費用の計上基準

当社は、投資運用サービスから委託者報酬、運用受託報酬、及び業務受託報酬を稼得しております。当社の顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は以下のとおりであります。

（１）委託者報酬

委託者報酬は、投資信託の信託約款に基づき日々の純資産価額に対する一定割合として認識され、確定した報酬を投資信託によって受け取ります。当該報酬は期間の経過とともに履行義務が充足されるという前提に基づき、投資信託の運用期間にわたり収益として認識しております。

（２）運用受託報酬

運用受託報酬は、対象顧客との投資一任契約等に基づき純資産価額を基礎として算定し、確定した報酬を顧問口座によって受け取ります。当該報酬は期間の経過とともに履行義務が充足されるという前提に基づき、対象口座の運用期間にわたり収益として認識しております。

（３）業務受託報酬

当社の関係会社から受け取る業務受託報酬は、関係会社との契約で定められた算式に基づき認識されます。当該報酬は期間の経過とともに履行義務が充足されるという前提に基づき、当社が関係会社にサービスを提供する期間にわたり収益として認識しております。

4 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

未適用の会計基準等に関する注記

- ・「リースに関する会計基準」（企業会計基準第34号 2024年9月13日 企業会計基準委員会）
- ・「リースに関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第33号 2024年9月13日 企業会計基準委員会）等

（１）概要

企業会計基準委員会において、日本基準を国際的に整合性のあるものとする取組みの一環として、借手の全てのリースについて資産および負債を認識するリースに関する会計基準の開発に向けて、国際的な会計基準を踏まえた検討が行われ、基本的な方針として、IFRS第16号の単一の会計処理モデルを基礎とするものの、IFRS第16号の全ての定めを採り入れるのではなく、主要な定めのみを採り入れることにより、簡素で利便性が高く、かつ、IFRS第16号の定めを個別財務諸表に用いても、基本的に修正が不要となることを目指したリース会計基準等が公表されました。

借手の会計処理として、借手のリースの費用配分の方法については、IFRS第16号と同様に、リースがファイナンス・リースであるかオペレーティング・リースであるかにかかわらず、全てのリースについて使用権資産に係る減価償却費およびリース負債に係る利息相当額を計上する単一の会計処理モデルが適用されます。

（２）適用予定日

2028年12月期の期首から適用します。

（３）当該会計基準等の適用による影響

「リースに関する会計基準」等の適用による財務諸表に与える影響額については、現時点で評価中であり、ます。

重要な会計上の見積りに関する注記

当事業年度の財務諸表等の作成に際して行った会計上の見積りが翌事業年度の財務諸表等に重要な影響を及ぼすリスクを識別していないため、注記を省略しております。

注記事項

（貸借対照表関係）

- 1 有形固定資産の減価償却累計額は次の通りです。

	前事業年度 (2024年12月31日)		当事業年度 (2025年12月31日)	
建物附属設備	90	千円	210	千円
器具備品	227	千円	839	千円

2 関係会社に対する債権及び債務

各科目に含まれているものは、次の通りです。

	前事業年度 (2024年12月31日)		当事業年度 (2025年12月31日)	
現金及び預金	3,567,901	千円	1,648,449	千円
未払費用	101,958	千円	69,696	千円
関係会社短期借入金	20,857	千円	24,935	千円

3 当社は、運転資金の効率的な調達を行うため、取引銀行の香港上海銀行と当座貸越契約を締結しております。

この契約に基づく借入金未実行残高等は、次の通りです。

	前事業年度 (2024年12月31日)		当事業年度 (2025年12月31日)	
当座借越限度額の総額	631,300	千円	624,260	千円
借入実行残高	20,857	千円	24,935	千円
差引額	610,442	千円	599,324	千円

(株主資本等変動計算書関係)

前事業年度 (自 2024年1月1日 至 2024年12月31日)

1 . 発行済株式に関する事項

株式の種類	前事業年度期首	増加	減少	前事業年度末
普通株式 (株)	2,100	-	-	2,100

当事業年度 (自 2025年1月1日 至 2025年12月31日)

1 . 発行済株式に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末
普通株式 (株)	2,100	-	-	2,100

2 . 自己株式に関する事項

両事業年度とも該当事項はありません。

3 . 新株予約権等に関する事項

両事業年度とも該当事項はありません。

4 . 配当に関する事項

前事業年度 (自 2024年1月1日 至 2024年12月31日)

該当事項はありません。

当事業年度 (自 2025年1月1日 至 2025年12月31日)

配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1 株当たり配当額 (円)	基準日	効力発生日
2025年9月16日 取締役会	普通株式	975,000	464,285	2025年6月30日	2025年9月16日

(リース取引関係)

両事業年度とも該当事項はありません。

(金融商品関係)

前事業年度（自 2024年1月1日 至 2024年12月31日）

1. 金融商品の状況に関する事項

（1）金融商品に関する取組方針

当社は、内部管理規程に基づき、資産の安全性及びカウンターパーティー・リスクを重視した運用を自己資金運用の基本方針としております。

（2）金融商品の内容及びそのリスク

営業債権のうち、自社が設定している投資信託から受領する未収委託者報酬は、信託銀行により分別管理されているため、一般債権とは異なり、信用リスクは限定的と判断しております。未収運用受託報酬は、運用受託先ごとに期日管理及び残高管理をしており、回収期日はすべて債権発生後1年以内となっております。海外のグループ会社に対する未収収益は、関係会社ごとに期日管理及び残高管理をしております。また、営業債務である未払金、未払費用は、債務発生後1年以内の支払期日となっております。関係会社短期借入金は、直接親会社からの当座借越であり、すべて短期間で決済されます。

（3）金融商品に係るリスク管理体制

信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

営業債権である海外のグループ会社に対する未収収益は、担当部署が関係会社ごとに決済期日及び残高を定期的に管理し、回収懸念の早期把握を図っております。

市場リスク（為替や金利等の変動リスク）の管理

外貨建ての債権債務に関する為替の変動リスクに関しては、個別の案件ごとに毎月残高管理を行い、原則翌月中に決算が行われることにより、リスクは限定的であると判断しております。また、金利変動によるリスクは、関係会社からの借入金はあるものの、すべて短期間で決済されることから僅少であると判断しております。

2. 金融商品の時価等に関する事項

現金及び預金、未収委託者報酬、未収運用受託報酬、未収収益、未収入金、未払金、未払費用、未払法人税等、未払消費税等及び関係会社短期借入金は、現金であること、及び短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、記載を省略しております。

金銭債権の決算日後の償還予定額

（単位：千円）

	1年以内	1年超
現金及び預金	4,840,892	-
未収入金	25,930	-
未収委託者報酬	1,567,077	-
未収運用受託報酬	86,414	-
未収収益	119,465	-
合計	6,639,779	-

3. 金融商品の時価等のレベルごとの内訳等に関する事項

前項にて注記を省略しているため、記載を省略しております。

当事業年度（自 2025年1月1日 至 2025年12月31日）

1. 金融商品の状況に関する事項

（1）金融商品に関する取組方針

当社は、内部管理規程に基づき、資産の安全性及びカウンターパーティー・リスクを重視した運用を自己資金運用の基本方針としております。

（2）金融商品の内容及びそのリスク

営業債権のうち、自社が設定している投資信託から受領する未収委託者報酬は、信託銀行により分別管理されているため、一般債権とは異なり、信用リスクは限定的と判断しております。未収運用受託報酬は、運用受託先ごとに期日管理及び残高管理をしており、回収期日はすべて債権発生後1年以内となっております。海外のグループ会社に対する未収収益は、関係会社ごとに期日管理及び残高管理をしております。また、営業債務である未払金、未払費用は、債務発生後1年以内の支払期日となっております。関係会社短期借入金は、直接親会社からの当座借越であり、すべて短期間で決済されます。

（3）金融商品に係るリスク管理体制

信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

営業債権である海外のグループ会社に対する未収収益は、担当部署が関係会社ごとに決済期日及び残高を定期的に管理し、回収懸念の早期把握を図っております。

市場リスク（為替や金利等の変動リスク）の管理

外貨建ての債権債務に関する為替の変動リスクに関しては、個別の案件ごとに毎月残高管理を行い、原則翌月中に決算が行われることにより、リスクは限定的であると判断しております。また、金利変動によるリスクは、関係会社からの借入金はあるものの、すべて短期間で決済されることから僅少であると判断しております。

2. 金融商品の時価等に関する事項

現金及び預金、未収委託者報酬、未収運用受託報酬、未収収益、未収入金、未払金、未払費用、未払法人税等、未払消費税等及び関係会社短期借入金は、現金であること、及び短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、記載を省略しております。

金銭債権の決算日後の償還予定額

（単位：千円）

	1年以内	1年超
現金及び預金	4,350,015	-
未収入金	26,861	-
未収委託者報酬	1,239,398	-
未収運用受託報酬	88,404	-
未収収益	123,821	-
合計	5,828,501	-

3. 金融商品の時価等のレベルごとの内訳等に関する事項

前項にて注記を省略しているため、記載を省略しております。

（有価証券関係）

両事業年度とも、該当事項はありません。

（デリバティブ取引関係）

両事業年度とも、該当事項はありません。

（退職給付関係）

両事業年度とも、該当事項はありません。

（ストック・オプション等関係）

両事業年度とも、該当事項はありません。

（持分法損益等）

両事業年度とも、該当事項はありません。

（資産除去債務関係）

両事業年度とも、該当事項はありません。

（収益認識関係）

1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

注記「セグメント情報等」に記載の通りであります。

2. 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

注記「重要な会計方針 3 収益及び費用の計上基準」に記載の通りであります。

3. 顧客との契約に基づく履行義務の充足と当該契約から生じるキャッシュ・フローとの関係並びに当事業年度末において存在する顧客との契約から翌事業年度以降に認識すると見込まれる収益の金額及び時期に関する情報

重要性が乏しいため、記載を省略しております。

（セグメント情報等）

1. セグメント情報

両事業年度とも、当社は投資運用業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

2. 関連情報

（1）製品及びサービスごとの情報

前事業年度（自 2024年1月1日 至 2024年12月31日）

（単位：千円）

	委託者報酬	業務受託報酬	運用受託報酬	合計
外部顧客への売上高	11,223,631	426,132	104,172	11,753,937

当事業年度（自 2025年1月1日 至 2025年12月31日）

（単位：千円）

	委託者報酬	業務受託報酬	運用受託報酬	合計
--	-------	--------	--------	----

外部顧客への売上高	11,214,160	364,888	108,196	11,687,246
-----------	------------	---------	---------	------------

(2) 地域ごとの情報

営業収益

前事業年度（自 2024年1月1日 至 2024年12月31日）

（単位：千円）

日本	その他	合計
11,186,763	567,173	11,753,937

当事業年度（自 2025年1月1日 至 2025年12月31日）

（単位：千円）

日本	その他	合計
11,180,970	506,275	11,687,246

有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の全ての金額ですので地域ごとの有形固定資産の記載を省略しております。

(3) 主要な顧客ごとの情報

前事業年度（自 2024年1月1日 至 2024年12月31日）

（単位：千円）

顧客の名称	営業収益	関連するセグメント名
HSBC インド・インフラ株式オープン	4,955,939	投資運用業
HSBC インド オープン	2,341,670	投資運用業

当事業年度より、上表にて、個別の外部顧客資産の集積である投資信託を、主要な顧客の単位として、開示しております。

当事業年度（自 2025年1月1日 至 2025年12月31日）

（単位：千円）

顧客の名称	営業収益	関連するセグメント名
HSBC インド・インフラ株式オープン	5,881,536	投資運用業
HSBC インド オープン	2,236,302	投資運用業

3. 報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報

両事業年度とも、該当事項はありません。

4. 報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報

両事業年度とも、該当事項はありません。

5. 報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報

両事業年度とも、該当事項はありません。

(税効果会計関係)

1. 繰延税金資産の発生の主な原因別の内訳

	前事業年度 (2024年12月31日)	当事業年度 (2025年12月31日)
減価償却の償却超過額	39,065 千円	34,285 千円
未払費用否認	129,070 千円	106,866 千円
賞与引当金否認	77,623 千円	80,682 千円
未収入金	- 千円	12,919 千円
未払事業税等	33,785 千円	10,152 千円
その他		750 千円
繰延税金資産の合計	279,544 千円	245,656 千円

「所得税法等の一部を改正する法律」（令和7年法律第13号）が 2025年3月31日に成立したことに伴い、2026年4月1日以後開始する事業年度より、「防衛特別法人税」の課税が行われることとなりました。これに伴い、2026年4月1日に開始する事業年度以降に解消が見込まれる一時差異等に係る繰延税金資産及び繰延税金負債については、法定実効税率が30.6%から31.5%に変更となります。この税率変更による、繰延税金資産（繰延税金負債の金額を控除した金額）、法人税等調整額、および当期純利益に与える影響は軽微であります。

２．法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

	前事業年度 (2024年12月31日)	当事業年度 (2025年12月31日)
法定実効税率	30.6 %	30.6 %
(調整)		
住民税均等割	0.0 %	0.0 %
役員賞与等永久に損金に算入されない項目	0.7 %	0.7 %
その他	0.0 %	-0.1 %
税効果会計適用後の法人税等の負担率	31.3 %	31.2 %

（関連当事者との取引）

１ 関連当事者との取引

（ア）財務諸表提出会社の親会社及び主要株主等

前事業年度（自 2024年1月1日 至 2024年12月31日）

種類	会社等の名称	所在地	資本金又は 出資金	事業の 内容又は 職業	議決権行使 等の被所有 者割合	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
親会社	The Hongkong and Shanghai Banking Corporation Limited *4	香港	123,948百万 香港ドル 7,198百万 米ドル	銀行業	直接100%	資金の預金・ 資金の調達・ 事務委託等・ 役員の兼任	*1 資金の預入		現金及び 預金	3,567,901
							*2 資金の借入		関係会社短期 借入金	20,857
							*3 事務委託等	719,310	未払費用	101,958

当事業年度（自 2025年1月1日 至 2025年12月31日）

種類	会社等の名称	所在地	資本金又は 出資金	事業の 内容又は 職業	議決権行使 等の被所有 者割合	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
親会社	The Hongkong and Shanghai Banking Corporation Limited *4	香港	167,570百万 香港ドル 7,198百万 米ドル	銀行業	直接100%	資金の預金・ 資金の調達・ 事務委託等・ 役員の兼任	*1 資金の預入		現金及び 預金	1,648,449
							*2 資金の借入		関係会社短期 借入金	24,935
							*3 事務委託等	851,137	未払費用	69,696

上記金額のうち、人件費など一部の取引金額には消費税が含まれておりませんが、その他の取引金額及び期末残高には消費税が含まれております。

日常業務に関わる資金の出入りであるため、取引金額の記載を行っておりません。

取引条件及び取引条件の決定方針

- *1 全額当座預金であり、無利息となっております。
- *2 短期借入金はすべて当座借越となっております。
- *3 当該会社とのコスト・アロケーション・ポリシーに基づき、予め定められた料率並びに計算方法で計算された金額を支払っております。
- *4 当該会社との取引は、主にThe Hongkong and Shanghai Banking Corporation Limitedの東京支店に対するものです。

（イ）財務諸表提出会社と同一の親会社を持つ会社等及び財務諸表提出会社のその他の関係会社の子会社等

前事業年度（自 2024年1月1日 至 2024年12月31日）

種類	会社等の名称	所在地	資本金又は 出資金	事業の 内容又は 職業	議決権 行使等 の被所有 者割合	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
同一の 親会社 を持つ 会社	HSBC Global Asset Management Limited	英国 ロンドン	484,088千 ポンド	投資 運用業	なし	事務委託等	*2 事務委託	195,017	未払費用	110,097
同一の 親会社 を持つ 会社	HSBC Global Asset Management (Hong Kong) Limited	香港	240,000千 香港ドル	投資 運用業	なし	事務委託・ 投資運用契約・ 業務委託契約・ 役員の兼任	*4 業務受託報酬	101,609	未収収益	28,597
							*1 支払投資 運用報酬	154,612	未払費用	81,302
							*2 事務委託	90,667		
同一の 親会社 を持つ 会社	HSBC Global Asset Management (FRANCE)	フランス スクールブ ヴォア	8,050千 ユーロ	投資 運用業	なし	業務委託契約	*4 業務受託報酬	138,889	未収収益	33,945
同一の 親会社 を持つ 会社	HSBC Global Asset Management (UK) Ltd	英国 ロンドン	151,820千 ポンド	投資 運用業	なし	投資運用契約	*1 支払投資 運用報酬	383,233	未払費用	135,215
同一の 親会社 を持つ 会社	HSBC Services Japan Limited *3	バハマ	5千米ドル	サービ ス業	なし	事務委託等	人件費・事務所 賃借料等	1,217,087	敷金	33,162
同一の 親会社 を持つ 会社	HSBC Global Asset Management (USA) Inc.	米国 ニューヨ ーク	1千米ドル	投資 運用業	なし	投資運用契約	*1 支払投資 運用報酬	365,095	未払費用	131,788
同一の 親会社 を持つ 会社	HSBC Electronic Data Processing India Private Limited	インド ハイデラ バード	3,554,678千 インドルピー	サービ ス業	なし	事務委託等	*2 事務委託	19,357		
同一の 親会社 を持つ 会社	HSBC Global Asset Management (Deutschland) GmbH	ドイツ デュッセル ドルフ	2,600千 ユーロ	投資 運用業	なし	業務委託契約	*4 業務受託報酬	30,940		
同一の 親会社 を持つ 会社	HSBC Management (Guernsey) Limited	ガーンジ ーセン ト・ピー ター・ポ ート	100千 ポンド	投資 運用業	なし	業務委託契約	*4 業務受託報酬	19,761	未収収益	11,797
同一の 親会社 を持つ 会社	HSBC Global Asset Management (Singapore) Limited	シンガポ ール	151,833千 シンガポール ドル	投資 運用業	なし	投資運用契約	*1 支払投資 運用報酬	1,549,600	未払費用	1,093,869
同一の 親会社 を持つ 会社	HSBC Investment Funds (Luxembourg) SA	ルクセン ブルク	2,189千 米ドル	投資 運用業	なし	業務委託契約	*4 業務受託報酬	52,183	未収収益	17,084

当事業年度（自 2025年1月1日 至 2025年12月31日）

種類	会社等の名称	所在地	資本金又は 出資金	事業の 内容又は 職業	議決権 行使等 の被所有 者割合	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
同一の 親会社 を持つ 会社	HSBC Global Asset Management Limited	英国 ロンドン	484,088千 ポンド	投資 運用業	なし	事務委託等	*2 事務委託	206,881	未払費用	222,421

同一の親会社を持つ会社	HSBC Global Asset Management (Hong Kong) Limited	香港	240,000千香港ドル	投資運用業	なし	事務委託・投資運用契約・業務委託契約・役員の兼任	*4 業務受託報酬	97,176	未収収益	21,742
							*1 支払投資運用報酬	150,603	未払費用	105,394
							*2 事務委託	91,233		
同一の親会社を持つ会社	HSBC Global Asset Management (FRANCE)	フランス スクールブ ヴォア	8,050千ユーロ	投資運用業	なし	業務委託契約	*4 業務受託報酬	65,822	未収収益	13,307
同一の親会社を持つ会社	HSBC Global Asset Management (UK) Ltd	英国 ロンドン	151,820千ポンド	投資運用業	なし	投資運用契約	*1 支払投資運用報酬	365,033	未払費用	132,657
同一の親会社を持つ会社	HSBC Services Japan Limited *3	バハマ	5千米ドル	サービス業	なし	事務委託等	人件費・事務所賃借料等	1,347,645	敷金	33,162
同一の親会社を持つ会社	HSBC Global Asset Management (USA) Inc.	米国 ニューヨ ーク	1千米ドル	投資運用業	なし	投資運用契約	*1 支払投資運用報酬	167,663	未払費用	73,365
同一の親会社を持つ会社	HSBC Electronic Data Processing India Private Limited	インド ハイデラ バード	3,554,678千インドルピー	サービス業	なし	事務委託等	*2 事務委託	23,655		
同一の親会社を持つ会社	HSBC Global Asset Management (Deutschland) GmbH	ドイツ デュッセル ドルフ	2,600千ユーロ	投資運用業	なし	業務委託契約	*4 業務受託報酬	31,058		
同一の親会社を持つ会社	HSBC Management (Guernsey) Limited	ガーンジ ーセン ト・ビー ター・ポ ート	100千ポンド	投資運用業	なし	業務委託契約	*4 業務受託報酬	30,688	未収収益	30,148
同一の親会社を持つ会社	HSBC Global Asset Management (Singapore) Limited	シンガポ ール	151,833千シンガポールドル	投資運用業	なし	投資運用契約	*1 支払投資運用報酬	1,720,099	未収収益	30,597
							*4 業務受託報酬	65,568	未払費用	946,864
同一の親会社を持つ会社	HSBC Securities (Japan) Co., Ltd.	東京	16,500,100千円	証券業	なし	事務委託等	*2 事務委託	19,251		

上記金額のうち、一部の取引金額及び期末残高には消費税が含まれております。

取引条件及び取引条件の決定方針

*1 当該会社との投資運用契約に基づき、予め定められた料率で計算された金額を支払っております。

*2 当該会社とのパフォーマンス・レベル・アグリーメントに基づき、予め定められた料率並びに計算方法で計算された金額を支払っております。

*3 当該会社との取引は、HSBC Services Japan Limitedの東京支店に対するものです。

*4 当該会社とのパフォーマンス・レベル・アグリーメントに基づき、予め定められた料率並びに計算方法で計算された金額を受け取っております。

2 親会社又は重要な関連会社に関する注記

(1) 親会社情報

The Hongkong and Shanghai Banking Corporation, Limited (非上場)

HSBC Asia Holdings Limited (非上場)

HSBC Holdings plc (上場)

(1株当たり情報)

	前事業年度 (自 2024年 1月 1日 至 2024年12月31日)	当事業年度 (自 2025年 1月 1日 至 2025年12月31日)
1株当たり純資産額	1,553,787.85円	1,650,650.70円
1株当たり当期純利益	619,736.78円	561,148.55円
潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。		

（注）1株当たり当期純利益の算定上の基礎は、以下の通りです。

	前事業年度 (自 2024年 1月 1日 至 2024年12月31日)	当事業年度 (自 2025年 1月 1日 至 2025年12月31日)
当期純利益又は当期純損失（ ）（千円）	1,301,447	1,178,411
普通株主に帰属しない金額（千円）	-	-
普通株式に係る当期純利益（千円）	1,301,447	1,178,411
普通株式の期中平均株式数（株）	2,100	2,100

（重要な後発事象）

該当事項はありません。

4【利害関係人との取引制限】

委託会社は、「金融商品取引法」の定めるところにより、利害関係人との取引について、次に掲げる行為が禁止されています。

自己またはその取締役もしくは執行役との間における取引を行うことを内容とした運用を行うこと（投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。）。

運用財産相互間において取引を行うことを内容とした運用を行うこと（投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。）。

通常の取引の条件と異なる条件であって取引の公正を害するおそれのある条件で、委託会社の親法人等（委託会社の総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下において同じ。）または子法人等（委託会社が総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下同じ。）と有価証券の売買その他の取引または金融デリバティブ取引を行うこと。

委託会社の親法人等または子法人等の利益を図るため、その行う投資運用業に関して運用の方針、運用財産の額もしくは市場の状況に照らして不必要な取引を行うことを内容とした運用を行うこと。

上記に掲げるもののほか、委託会社の親法人等または子法人等が関与する行為であって、投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれのあるものとして内閣府令で定める行為

5【その他】

（１）定款の変更、事業譲渡または事業譲受、出資の状況その他の重要事項

委託会社の定款の変更に関しては、株主総会の決議が必要です。

（２）訴訟事件その他の重要事項

委託会社およびファンドに重要な影響を与えた事実、または与えると予想される事実はありません。

第2【その他の関係法人の概況】

1【名称、資本金の額及び事業の内容】

(1) 受託会社

名称：三菱UFJ信託銀行株式会社

資本金の額：324,279百万円（2025年3月末現在）

事業の内容：銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律（兼営法）に基づき信託業務を営んでいます。

(参考) 再信託受託会社

名称：日本マスタートラスト信託銀行株式会社

資本金の額：10,000百万円（2025年3月末現在）

事業の内容：銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律（兼営法）に基づき信託業務を営んでいます。

(2) 販売会社

名称	資本金の額	事業の内容
三菱UFJ信託銀行株式会社（注）	324,279百万円	銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律（兼営法）に基づき信託業務を営んでいます。
株式会社ゆうちょ銀行	3,500,000百万円	銀行法に基づき銀行業を営んでいます。

資本金の額は、2025年3月末現在を記載しています。

（注）三菱UFJ信託銀行株式会社は、当初申込期間のみ募集の取扱い等を行います。

(3) 投資顧問会社（運用委託先）

名称：H S B C グローバル・アセット・マネジメント（米国）インク

資本金の額：1,000米ドル（2025年12月末現在）

事業の内容：H S B C グループの米国籍の会社であり、有価証券等にかかる資産運用業務を営んでいます。

2【関係業務の概要】

(1) 受託会社

当ファンドの信託財産に属する有価証券の保管・管理・計算等およびその信託事務処理の一部の委託等を行います。

(2) 販売会社

当ファンドの募集・販売業務、収益分配金の再投資に関する事務、収益分配金、換金代金および償還金の支払い等に関する事務等を行います。

(3) 投資顧問会社（運用委託先）

委託会社より運用指図に関する権限の委託を受けて投資判断・発注を行います。

3【資本関係】

委託会社と投資顧問会社であるH S B C グローバル・アセット・マネジメント（米国）インクは、H S B C ホールディングス plc（英国）の実質的な子会社です。

第3【参考情報】

当計算期間において、ファンドに係る金融商品取引法第25条第1項に掲げる書類は、以下のとおり提出されています。

提出年月日	書類名
2025年8月7日	有価証券報告書
2026年2月9日	半期報告書

独立監査人の監査報告書

2026年3月2日

H S B C アセットマネジメント株式会社

取締役会 御中

PwC Japan有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 奈良 将太郎
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられているH S B C アセットマネジメント株式会社の2025年1月1日から2025年12月31日までの第41期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、H S B C アセットマネジメント株式会社の2025年12月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、監査した財務諸表を含む開示書類に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。

当監査法人は、その他の記載内容が存在しないと判断したため、その他の記載内容に対するいかなる作業も実施していない。

財務諸表に対する経営者及び監査役の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結

論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

（注）1. 上記の監査報告書の原本は当社が別途保管しております。

2. XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の監査報告書

2026年7月10日

H S B C アセットマネジメント株式会社

取締役会 御中

PwC Japan有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員

業務執行社員

公認会計士 奈良 将太郎

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているH S B C グローバル・ターゲット利回り債券ファンド 2024-01（限定追加型）の2025年5月13日から2026年5月11日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、H S B C グローバル・ターゲット利回り債券ファンド 2024-01（限定追加型）の2026年5月11日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、H S B C アセットマネジメント株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、有価証券報告書及び有価証券届出書（訂正有価証券届出書を含む）に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。

当監査法人の財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。

- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、経営者に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

H S B C アセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

（注）１．上記の監査報告書の原本は当社が別途保管しております。

２．XBRLデータは監査の対象には含まれていません。